

第六十三回
国会

参議院物価等対策特別委員会会議録第八号

(二六三)

昭和四十五年四月二十四日(金曜日)

午後一時十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 横山 フク君
理事 小枝 一雄君
林田修紀夫君
竹田 四郎君
阿部 憲一君
中沢伊登子君

委員 赤間 文三君
上原 正吉君
大森 久司君
櫻井 志郎君
高田 浩通君
吉江 勝保君
鈴木 強君
竹田 現照君
田代富士男君
渡辺 武君

國務大臣 佐藤 一郎君
國務大臣 吉田 文剛君
公正取引委員会 矢野 智雄君
事務局長 八塚 陽介君
経済企画庁国民 金光 克己君
生活局長 厚生省環境衛生 局長 森本 修君
農林省畜産局長 太田 康二君
食糧庁長官 森本 修君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君
常任委員会専門員 菊地 拓君

説明員

厚生省環境衛生 局乳肉衛生課長 神林 三男君
農林省農林經濟 局市場課長 石川 弘君
農林省農政局参 事官 遠藤 寛二君
農林省蚕糸園芸 局野菜花き課長 小原 聰君
林野庁指導部長 海法 正昌君
参考人 国民生活研究所 所長 浅野 義光君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○国民生活センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(横山フク君) ただいまから物価等対策特別委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

国民生活センター法案の審査のため、本案審査中、国民生活研究所所長浅野義光君を本委員会の参考人とするに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(横山フク君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(横山フク君) 国民生活センター法案を議題とし、これより質疑を行います。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

竹田四郎君

○竹田四郎君 このセンター法案の目的に「国民生活の安定及び向上に寄与するため」云々と、こゝういふふうに書かれているわけであり、国民生活という範囲は各種各般にわたっていると思うんです。たとえば、税金の問題も国民生活の一部でありますし、あるいは医療問題もまた国民生活のかなり大きな部分を占めておるわけであり、したがって、こゝういふ各般の全体のものにわたってセンターが情報の提供あるいは調査研究を行なうのだ、このようにおっしゃっているわけであり、それが、一体、百数十名の人数で、すべてのことが私にはできるわけがないと思ふのです。むしろ、そうした点では、この国民生活センターというのは、本委員会にもかかっている面もありますし、そゝういふ面では、私は、消費者保護という立場を明確にしたい、かえって上つた情報提供や調査研究におちいってしまふのじゃなからうかというふうに思ふわけですが、消費者基本法ができてから、まだ日もたたないものであります。むしろ、そゝうしたものの関連において明確に目的を置いていただいたほうが、私は、センターの将来の発展の方向、運営のあり方というものをから見ましても、そゝうしたところを明確にすべきじゃないか、こゝういふふうに思ふわけですが、その点は一体どんなふうにならねばならぬか、この点では、こゝういふ感じが実はするわけであり、こゝういふ感じが、その辺について一具体的にどうお考えになつてゐるのか、基本的な考え方をひとつお示しいただきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤一郎君) まあ、御指摘のよう

に、こゝういふものをせつかつくりましても、あまりほらばくとしたものになつて、運用上困るようなことがあつては、もちろんこれはいけないと思ふのであります。同時に、今回国民生活センターといふことでもって出しましたのは、まあ消費者保護という概念のとおり方にもよると思ふんであります。従来比較的狭くとられたがちであつたこともございます。そこで、たとえば商品であるとか、あるいはサービスであるとか、そゝういふようないわゆる消費者行政と、直接その内容となる問題のほかに、今日私たちが、あるいはまあ住宅の問題あるいは公害の問題、それからまた、場合によっては社会保障関係の問題といふふうに、国民の皆さんにとりましては、その間にしる相互の関連を持ちながらいろいろとした悩みを持たれる、いろんな不満、あるいは直接困られたことにもぶつかられるわけがございます。そゝういふことで、その場合に、まあ今後国民の皆さまとの対話という気持ちでこの窓口といふものも設定しよう、こゝういふ際でございますから、せつかく御相談を受けて、いやそれはわれわれの所管ではないんだと、こゝういふこともなかなかないかと思ひます。そゝういふ意味で、現在の生活といふものは、なかなか区切りのつきにくい面もございいます。しかし、もちろん中心は、消費者の保護、こゝういふようなことがやはり大きな眼目になつてゐることも事実でございます。そこで私たちが、しつと問題を限定はしないけれども、この運用を行ないながら、そこにおのずから一つの原則というか、ルートみたいなものができるとは思ひます。しかし、われわれとしては、決してあまり狭いものに、しつとみずから局限することはない。ただ、御心配いただいたように、現実問題としてスタッフの問題があります。これも、私た

ちの考えとして、比較的小規模なスタッフでとにかく出発してみまして、そして逐次これに手を加えて、よりよきものにしていかなければならない、こういうふうな気持ちでおるわけであります。

○竹田四郎君 大体見当はよくついたわけでありましたが、まあそれにしても非常に守備範囲が広くて、しかも、きわめて少ない人数によってそれを担当するというものであって、そうした面からは、ほんとうに国民が消費者保護という立場で期待できる、そういうものになるかどうか、私は実はまだ疑問が解消していないわけでありまして、けれども、おっしゃっていることはよくわかったわけでありまして、まあ、これは長官もしばしば言われておりました、その努力はしているという私も思っておりますけれども、消費者行政というのはもとと一元化するべきものであるということとで、私もこの前、そういう一元化のために一つの機関をつくったのだというところをお尋ねした経緯もございますけれども、この消費者行政の一元化という問題と、この国民生活センターの考え方というものが、おそらく構想の当初は、私はこれは一本のものであったのだらうと思っております。しかし、いろいろな経過がありまして、なかなか各省との関連というふうなものもあるでしょうし、縦割り行政の非常に強い中で、総合的な一元的な行政をするということも、実際上はなかなか骨が折れたことであらうと、私もその点では御同情申し上げているわけでありまして、こういう国民生活センターというもので一番必要なことは、やはり商品テスト機関というものを備えるべきである。まあおそれなく、初めの構想にはそういう構想もありだつたのではないだらうかと、私も実は仄聞しておるわけでありまして、実際上には、そういう商品テストというふうなことが実現できなくなつてきたということは、国民生活センターとしての存在理由の大半を失つたのではないかとさえ私は思っておりますが、そのセンターがテスト室がなくなつてしまつたのではない

かと私は思うのですが、どうしてつくれなかつたのか。初めの構想にはそういうものはあつたのか。なかつたのか。もしそういう構想があつて、なくなつたとしたら、一体それはどういう経緯で削らざるを得なかつたか。その辺の経緯についてひとつ御説明いただきたい。

○国務大臣(佐藤一郎君) これは私もあとから聞いた話なんでありましてけれども、いろいろとそういう構想も一部になきにしもあらずであつたやうであります。しかし、これはまた、御指摘のやうに、各省とあまり重複した行政をやることについては、一方において配慮すべきである、こういうやうな考慮もあつたやうに思ひますし、いずれにしても、まず、現在商品テストをやつておりますところの、たとえば通産省関係の機関あるいは厚生省系統の機関というのがございます。それで、それらのテストの結果というものを、率直に言いますと、必ずしもフルに活用はされておらないと思ひます。そういうものをまず採用して、そしてそれをもつてできるだけまず採用して、そしてその結果として、いま御指摘になりましたやうな不十分な点が出るということであれば、私は、またそこでも十分検討していいと、こういうふうな考へております。

○竹田四郎君 その商品テストの問題、各省の縦割り行政の総合性の問題、こうした問題については、さらに今後こまかくお伺いをしてみたいと思ひますが、実はこの間、物価関係の閣僚協議会ですとか、おやりになつて、某大臣が若干他省に關係のあることをおっしゃられたら、だいたいしつぱ返しをその場でぐらつたという記事が、ある新聞に出ておりましたけれども、そういうこと一つとつてみましても、何か、いまの、厚生省にもそういうテスト的な機関がある、それから通産省にもある、こういうのは一体ほんとうに両者の關係というのがうまくいくのかどうか。むしろ、そういう点では、商品テスト室というものを持つてもいい。実際商品テストをやつておる商品の点数といへば、決してそう多くはやれないわけですね。そう

した商品テスト室というものは相当あつてもいいだらう。また同時に、民間もつと商品テストというものをやるべきではないか。消費者保護という立場の中で、安く買うという一つの問題もありまして、一つは、良質なものを買う。消費者運動というものは、世界的には、こういうことを中心とする二つの大きな流れがあるやうに私は聞いております。そういう意味では、むしろ国民生活センターが独自の立場で商品テストをやるべきではなからうかと、私はいまも考へておるわけでありまして。この前も、電子レンジの問題で、ある電子レンジについては危険性があるといふながら、実はその商品名といふんです、メーカー名といふものがはつきり示されない、こういうこともあつたわけでありまして。こうしたことは、おのおのの各省においてはかなりあるのじゃないか。こういう観点から見ますと、国民生活センターとして消費者保護の立場を基本的に貫いていくという立場では、商品テスト室を持ち、しかも、その結果、成果といふものですか、あるいは情報収集の成果といふものをどしどしと公開をしていく、公開の原則といふものが、こうしたセンターになければいけないのではないかと、こういうふうに私は思ひます。

けであります。今度の国民生活センターの場合に、公開の原則というものを一体どの程度やつていける自信があるのか。私は、あくまでもこうしたものは公開して、この商品が悪いのだという、そういうことが必要でありますし、場合によれば、このA社の甲という商品と、B社の同種類の乙という商品と、C社の丙という商品、これは一体、使用者の立場に立てば、こうした観点で見れば、点をつければどういふ点がつけられるのか、こういうふうなことをもして、実際には消費者の商品の選択に非常に便利な情報を与えるというやうなことも実は私はすべきであらうと思ひます。そうしたものが、ほんとうに消費者保護の立場ではなからうかと思ひます。そういうやうな、商品名あるいはその便利さといふものですか、そういうものを一つの評価として出すという

やうな、消費者が非常に信頼をもつて選びやすいやうな情報の提供、こういうことを今度のセンターの場合にはおやりになるのかならないのか、この辺をひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

たとえば、厚生省あたりで、BHCの問題が二、三日前に新聞に出ておりましたけれども、BHCの農薬の残留がかなりあるといふながら、これが、新聞の報道によりますと、かなり長い間、公にされなかつた。こういうやうなことは、食品行政の中では特に疑わしきは罰するという立場というものが保たれていかなければ、国民生活というものが健康で文化的に保たれていかなければ、こういうふうに私は思ひます。けれども、そういう意味では、公開の原則というものをはつきりして明らかに、各省では自分の所管の問題については若干伏せようとする。そういうやうなものも、国民生活センターでは、当然各省の情報を収集するに、それを公表していくということになるのだらう。そういうやうなことをどの程度おやりになるのか、ひとつ明快に御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) まず、商品テストの問題であります。これは、私は、いままでの経緯はあるいはいろいろなことがあつたかもしれせんけれども、率直に言つて、幾つあつてもいいと思ひます。多いにこしたことはない。一カ所でもつて全部やれるわけではありせん。ただ、われわれも、出発点にあつたのは、先ほど申し上げましたやうに、現在それぞれところで商品テストが行なわれているけれども、そのデータが必ずしも活用されているとは思へません。これをさらにフルに活用する、それからさらに、物価政策という見地から、消費者保護という見地から、これを活用する、こういうことが大事なことでありまして、まずそれからひとつ始めていきたい。そして、それで足りないということであれば、みづからまた商品テストを始めるといふよ

うな、消費者が非常に信頼をもつて選びやすいやうな情報の提供、こういうことを今度のセンターの場合にはおやりになるのかならないのか、この辺をひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

うなことも私は十分考えてもいい。これはまた、同時に、逆に言えば、われわれは各省が商品テストをやることに少しも反対はしません。また、生産者の立場に立つて商品テストをすることも一つの考え方であります。同時に、われわれはわれわれでもって、そうしたテストを行なう必要があるということになれば、これをまた行なう道を開いても差しつかえないのじゃないか、私はこういうふうに考えています。

そこで、いずれにしても、まず、現在商品テストを行なわれたいしておりますが、これにつきましても、当然のことでありまして、これにいろいろな刊行物その他の形で公開を原則とする。これがまあ、こうしたことの機関からいって当然だと思えます。ただ、最近この方面については国民の皆さんの関心も非常に強くなってきています。で、こういうふうな情報時代でもございまして、まあ役所が、ただ隠すという目的で発表をおくらせるというように実は考えたくないものであります。また、一面あんまり早急に、つまり軽率に取り上げられるのを心配する、こういう面もあるでしょう。それらはこの実際の運営の問題であります。また科学的に結論が出ていないのに、ただ、だれかが言ったからすぐ取り上げて大げにする、こういうまた逆の傾向が多くなつて、これはまた人騒がせであります。いずれにしても、われわれがしっかりと結論の上に立つて——これを公開しないということ、これはまた決してよくないこととございまして。私たちは、公開の原則というものをあらんはつきりさせていきたい、こういうふうに思っています。

○委員長(横山フク君) 竹田現照君。

○竹田現照君 私は、商品テストに関連し、ちよつとお尋ねしますが、この二、三日新聞に出ています牛乳のBHC問題ですが、両院できのう来いろいろと質問もあつたようでありまして、この問題について簡単にひとつ説明していただきたい。どうしてどうしようとしておるのか。そして、それに

ですか、厚生省ですか、どちらでもいいです。ひとつ最初に報告してください。

○政府委員(金光克己君) まあ、牛乳の中にBHCが残留しておることにつきましては、厚生省におきまして、昨年の七月に、国立衛生試験所を中心いたしました、八つの都道府県の衛生研究所の協力を受けて調査を進めてまいつておつたわけでございまして。そういう経過でございまして、昨年の暮れに、一部、その中間過程の資料につきまして発表いたしましたわけですが、牛乳の中のBHC、特にベータBHCの含有量がかなり多いという、まあ一部の試料に見られたというところで、とりあえず農林省のほうにも御連絡を申し上げまして、一部——一部と申しますが、そのBHCとかDDT等、有機塩素の農薬の原料の製造について業者に勧告しまして、製造の停止ということが自主的に行なわれたわけでございます。それとあわせて、まあ農林省に對しまして、いづれにいたしましても、これは家畜の飼料から入ってくるものであらうというところは予想されまして、それにつきましても調査をお願いしまして、それに対して減少対策ということも進めていただくように要望いたしましたわけでございます。一方、厚生省におきましても、引き続き牛乳の中身のBHCの残留量を調査し、研究をしてまいつたわけでございます。その結果がこのほど一応まとまりまして、その結果を食品衛生調査会にはかりまして御意見を聞いたわけでございます。その結果、BHCの中のベータBHCがかなりの量に含まれておる。これについては早急に減少対策を講ずる必要があらうということでございまして。健康に對する考え方としては、現在の量から考へて、これが健康に害を及ぼすということでは牛乳の飲用の禁止をするとかといったような問題では、現在の段階ではない。しかしながら、この量を長くいつまでも継続するということがつきましては、これは健康の障害を起すおそれがある、こういう結論でございました。そういうことでございまして、委員の先生の中の御発表

の一つといたしましては、ほかの病気でなくなられた方の体内におきまして有機塩素系との関係の障害の問題、これを研究をされてきておられる方がおられました。これが、現段階、いままでの調査では、さういふものは障害が起きてない、こういうふうなことの御発表もあつたわけでありまして。さうなことでありまして、いづれにいたしまして、外国におきましてはDDTの蓄積が多い、日本におきましてはBHCの蓄積が多い、というふうな実態がわかつてきたわけでございます。

なお、このBHCの分布につきましては——分布といひますか、牛乳の中の残存量の地域的な関係におきましては、全般的な傾向としては、関東から北のほうは少ない、それから西のほうにおきましては多い傾向が見られる。全般的には見られるわけでございます。ただ、地域的に見ますと、一つの県内におきましても相当のバラつきがございまして、高いものが出た、その次には低いものが出るということもございまして、汚染のしかたには、いろいろとそのときの条件によりまして相当の差異があるということもございまして。

なお、厚生省といたしまして今後引き続き調査を続けてまいり、また、農林省において早急に減少対策を進めていただく、かようなことで進んでまいりたい。かように考へておるわけでありまして。

○政府委員(太田康二君) ただいま厚生省の局長からお話もありましたような事情でございまして、実は十二月十一月末でございまして、そのういつたことを私どもに知らせがございました。で、農林省といたしましては、御承知のとおり、十二月初めにBHCの国内向け製造の中止を指導いたしましたわけでございます。農業メーカーとしては、これの自粛をする、停止をするということに相なつたわけでございます。

そこで、われわれといたしましては、なぜBHCが牛乳中に残留しておるかということの原因を調べねばなりませんので、十二月下旬から一月にかけて、牛乳に関する汚染経路を探索するた

めに、乳牛に對しますところの飼料の給与構造、稲作でのBHCの施用の状況を考慮いたしまして、生乳、稲わら等のサンプルを採取いたしました。汚染経路の調査検討を行なつたのでございまして。その結果によりまして、ただいま厚生省の局長からお話もございましたように、えさにつきましては、たとえばサイレージとか、イタリヤンライグラスとか、乾草とか、配合飼料を用いたものにつきましては非常に汚染の程度が低い。稲わらについては高い。特に稲わらにつきましても、BHCの施用を後期まで使つたもの、これが非常に高く数値が出たということが実はわかつたわけでございます。先生も御承知のとおり、昨年西日本のほうは非常にウンカ等が出まして、例年に比較いたしますと、かなりBHCを大量に施用したということもあつたやうでございまして。

そこで、こういったことがわかつたので、われわれといたしましては、牛乳の保健食品としての性格にかんがみまして、厚生省の依頼もあつたわけでございます。牛乳中のBHCの汚染をできるだけ減少させるということで、今年の一月二十八日、それぞれ関係局の通達をお出しいたしましたわけでございます。

まず、私どもの畜産局といたしましては、飼料作物に對しまして、または畜舎内において、現在までにBHCあるいはDDTはほとんど使用されてないものと考へておりますが、今後とも一切使用をしない。それから、放牧地等の家畜に寄生するダニの駆除のために一部にBHCが使用されておりますが、今後はこういったものは低毒性の有機燐剤に切りかえてもらいたい。それから第三に、四十四年度の稲作において栽培の後期にウンカ等の防除のためにBHC及びDDTを含む農薬を散布した稲わらは乳牛に給与することをやめてもらいたい。こういった通達をいたしましたのでございます。

それから農政局におきましては、有機塩素系の殺虫剤の使用に關しまして、乳牛の飼料に用いる作物には今後とも一切使用しない。これはもちろ

ん稲も含めてのことでございます。稲わらを給与されるというように地帯におきましては稲にも使わないで、他の低毒性のものに置きかえてもらいたい。それから、酪農と直接関係のないようなところにおきましては、稲につきましては、BHCとかDDT剤の、穂ばらみ期以降の施用は一切行なわない。穂ばらみ期までだけしか使わないというように指導をいたしたのでございます。

さらに、事務次官通達をもちまして、四十五年春夏作の技術指導等につきまして、農業使用上の、いま申し上げたような指導を行なったのでございます。

さらに、とにかく、いずれにいたしましても御協力を賜わらなければならぬわけでございますから、ブロック会議等を通じて、県の担当官にこの旨をお話し申し上げると同時に、関係の乳業界あるいは生産者団体等を通じて、とにかくこの趣旨の徹底をはかるということにつとめてまいったわけでございます。

そこで、実は、厚生省の局長が仰せられたような経過で、今回厚生省がおやりになった結果が発表になったわけでございまして、いま直ちに危険であるとは考えがたいが、このような状態が長期間続く場合は保健上支障を来たすおそれがあるという意見が発表されました。今後とも早急に牛乳中のBHCの汚染を減ずることを強く要望されたのでございまして、われわれといたしましては、従来続けてまいりました施策をさらに強化してまいり、これが絶対必要であるということで、これからは、とにかく汚染度を引き下げるためのいままでの指導方針の徹底を繰り返し繰り返しやってまいりたいと思っております。

ただ、たまたまこれは、先生も御承知のとおり、一、二月のものでございまして、このころはやはり稲わら給与を西日本のほうではかなり行なっておるというふうな実態にいままであるわけでございます。まあ、四月にもなりましたことでございますし、今後は、牧草、飼料作物、野草等も十分給与できる時期にもまいっております。

実験データ等におきましても、こういったものを給与いたしますれば、三週間ぐらいでかなり低下するということも言われておりますので、われわれとしては、いままでの指導の効果にもかんがみつつ、厚生省とも十分連絡をとりまして、BHCの残留度の急速な低下というのを徹底的にこれから指導によってやってまいりたい。かように考えておる次第でございます。

○竹田現照君 それで、きょうは時間が制限されておりますから、この問題について具体的に二、三お尋ねしたいと思っております。

牛乳のことはかなり新聞に出ておりますけれども、この牛乳からとるバターやチーズ、特にBHCとこの脂肪分にだけ蓄積するのだと言われているが、この脂肪分から抽出するバターあるいはチーズ、これは、この残留の可能性というものが当然に考えられると私は思いますけれども、その点について専門家の分析等というものは実際問題としてなされているのか。この点はいかがでございますか。

○政府委員(金光克己君) 昨年スタートしました調査研究班は、牛乳のほかは、乳製品等につきましても調査することにしたところでございまして、ただ、昨年七月にスタートいたしましたのが、いろいろと技術的な検査方法等の統一の関係もございまして、実際に調査が始まったのは十一月でございまして、そういうこともございまして、昨年から現在までは、もっぱら牛乳に力を入れたというところでございまして。そういうことでございまして、今後引き続き、乳製品、肉類等につきましても調査をしてまいる所存でございまして、高知県等では、あるいは大阪等で一部そういったものにつきまして調査をいたしております。そのデータだけから考えますと、やはり御説のように、BHCというものは脂肪分にたまるものでございまして、やや蓄積は多いわけでございます。これはまあ当然、もう全般的にそういう性格のものでございまして。ただ、量的には、これは人としての摂取量は少ないものでございまして、

ら、特に問題とするほどのことはないと思っておりますが、しかし、全般的な摂取量という関連を考えなきゃならぬという問題でございまして、これは今後引き続き調査いたしまして、それぞれの方針を固めたいと思っております。それから特に、現在のバター等につきましては大体北海道で、まあBHCの汚染の少ないところの生乳を原料としておるというふうな関係上、理論的にはもっと蓄積するはずでございますが、実際にはそれほど蓄積してない、こういう現状でございまして。

○竹田現照君 それほど蓄積してない現状だということですが、いまのお答えでは、具体的な調査というものはされておらないわけですね。これからやられるというわけですが、きのうの朝日新聞の席談会を見まして、石館さん——国立衛生試験所というのにはこれは厚生省で、バターには高濃度で含まれるおそれがある。チーズは心配ない。云々というふうなことが書いてありますけれども、この発言でいいますと、バターにはかなりたくさん入っているというふうに思ふでございまして、ただ、われわれが食べざる量が牛乳を飲むほど多くないから、まあさしむき大したことはないだろう、こういうことなんですけれども。たとえば、チーズなんていうものは、一箱を十五きれぐらに切つて一つで牛乳びん一本ぐらいいると、こう言われてるんですね。そうすると、それほど、御説明のようにあまり心配がないんだなんていうふうには私はちょっと理解ができませんけれども、その点、もう少しはっきりしていただきたいですね。

それから、東北、北海道の牛乳を使っておるからあまり心配ないといいますが、バターやチーズを買うわれわれは、あの箱を見たって、北海道の牛乳を使っているのか東北の牛乳を使っているのか、あるいは九州の牛乳を使っているのか、わからぬわけですよ、消費者としてはね。ですから、心配ない心配ないといったって、北海道、東北の牛乳を使っているものは心配ない。じゃ、そっちのほうのものを買おうと思っても、消費者にはそう

いう選別のあがないわけですから、そういうお答えだけでは、私はやはり国民全般に、牛乳のBHCに關連して、バターや牛乳について、これは絶対安心なんだ、こういうふうな思わせるってことは、ちょっとそのまます合点がいかないんですけれども、その点はどうなんですか。

○政府委員(金光克己君) 国立衛生試験所長の言われたのは、一般論的に、バター等には、やはり脂肪分でございますから濃度が高く残留するであろうというのを言われたわけなんです。それから、私は思います。ただ、濃度でございますから、普通PPM等で表現しておりますが、たとえば高濃度の例をあげても、牛乳の中に残留しております濃度と大体同じぐらい——ここにあります成績では、これはバターBHCで一・四PPM、こういう成績が出ておるわけでありまして。これは牛乳の中の残存量と同じでございます。普通なら、もっとたくさん含まれてもいいと思ふのですが、原料の關係であらうと想像しておるわけでありまして。こういった点は今後全国的に調査してみなければ、はつきりしたことは言えないと思ふます。いままでにかつておる範囲では、そういう意味では申し上げたわけでありまして。

チーズにつきましては、輸入品が多いということと、外国はBHCの使用量は少なくてございまして、BHCによる汚染は少ないということでございます。したがって、かなり低いということでございます。

○赤間文三君 関連。

ちょっと申し上げますが、食品衛生調査会の意見なりを聞くと、いまの量ぐらいいればたいしたことはないからいいが、いまのことでも相当長期にやると衛生に害があるというふうな報告に聞いておるのですが、相当長期というのは大体どれぐらいの期にわたるのか。牛乳はこれから飲むというのではなくて、いままで国民の必需品で、相当長い間飲んできた。国民の中には、二本も三本もずつと前から飲んできている。いま竹田さんがお尋ねになったように、朝パン食が多い。バター

も相当食べておる。チーズも相当食べておる。これは、ああいう新聞記事が出ますと、みんなやっぱり心配しながら食べ物を食べるという状態が続くという事は、非常に国民生活の安定からいって、いけない。で、お尋ねしたいのは、要するに、相当長い間やると害がある、いまの量でも短かければいいというような、相当長い期間にわたるというのはいくら期間か、これははつきりしないというのです。なるべくひとつ、はつきりと言ってもらいたい。参考までに。

○政府委員(金光克己君) それでは、考え方の根拠を御説明させていただきます。W H C、F A OのB H Cの毒性につきましては、W H C、F A Oにおきましては、いわゆるガンマB H Cというものをきめておるわけでございます。それが、〇・〇一二五ミリグラム・パー・キログラム、こういうことでございまして、現在日本の牛乳の中に多く残存いたしておりますベータB H Cにつきましては、国際的なそういう基準がまだつくられてないのでございまして、それで、ベータB H CはガンマB H Cよりは残存しやすいということで、ガンマB H Cよりは、やはり毒性を重く考えなければならぬ、こういう考えであります。そういう考えでございまして、基準は、まだできていないということでございます。しかしながら、そういうことを考慮しながら考えた一応の数値をもとにいたしますと、今度発表になりました牛乳のB H Cの含有量の最高値と比較いたします場合に、それに對しましては、この最高値はやはりこの基準を上回るといふことでございまして、しかし、この基準といふのはどういふ考え方がかといふと、大体一生食べ続けて安全な量をまず出す、その百分の一の安全量を出した数値でございまして、そういう数値でございまして、これが数倍あるいは十倍というように、その基準をオーバーいたしております。これが一年や二年でどういふという問題ではないと私は考えておるわけでございませ

それからもう一つは、現在、国立衛生試験所で、実はサルの実験をいたしております。三カ月になりまして、先般、一応の中途の段階でございしますが、結果が出ておりますが、そのサルの実験から判断いたしますと、現在の牛乳の最高値と比較いたしまして、これは安全許容量の範囲内に入る、大体入るであろう、すれすれだという段階のものでございまして、まあ考え方でございまして、それで、サルを特にやりましたのは、ラットとかマウスというのには非常に感受性がB H Cに対して強いということでございます。やはり安全許容量が必ずしも人間には適用されないかもしれないというところで、人間に非常に近いサルを使っておりますが、その結果が出つたので、そのほうがより信頼度は高いかと思ひます。したがって、引き続き国立衛生試験所で研究いたしまして、そういう面をはつきりしてまいりたいと、かように考えておりますが、そういうような状態で一応考え、また、従来長年にわたつていろいろと人体に対する影響等も調べてまいりました先生方のこの御意見を踏まえて、この半年や一年これを続けたからといって害が起るものではないと、こういうふうに考えております。しかしながら、いまでも摂取いたしておるわけでございますから、やはり、こゝろ、たとえば半年以内には下げたほうがいいと、皆無にするといいことは、すぐできないと思ひますが、少なくとも半分は下げたといふような措置をとれば、これは絶対に心配はないと私自身としては考えておる、かようなことでございまして。

○竹田現照君 その牛乳でも、B H Cといふのは、生乳に、食べれば八〇%がた、そのままだとて、全般的傾向は一応見られると思ひます。したがって、西日本が多いといふことは言えると思ひますが、長崎県におきましても、多い数値は出ておりますが、低いのも出ています。平均して少し高いことは高いですが、また調べた数も少のうございまして、その辺は確かなこととは言えない。それからもう一つは、同じ農家の

も、それではちよつとばくは納得しないんですよ。そうして、きのうかおとといの発表も、そういう各衛生研究所で調べた具体的な問題というのには詳細に出ていないわけじゃないんですけれども、そういう各地方、地域の格差もあるわけですよ。それから、その点をばつきりしない、東日本はい、西日本はあぶない——そのあぶないなら、一体どこがあぶないのか。長崎はどうだ、高知はどうだ、あるいは愛知県はどうなんだ。何か、私のあれで言うと、長崎が一番あぶないのです。ワラを食うのが一番多いから、じゃ、長崎の牛乳というものは、大体あぶないのかあぶないのか。そういうことも具体的にやれば国民の前にはつきりさせて、これに対する心配というものを解消する手だてというものは必要だと思ひます。それは、いま十一年一から、日本じゅうのやつをまとめたようなやつで言つておられますけれども、それはどうなんですか。北海道はいいけれども長崎はいけないんだ、こういうようなこと。

○政府委員(金光克己君) 先ほど申し上げましたことは、今回調べました牛乳の中のB H Cの一番高い濃度を比較してのお話でございます。したがって、非常に低いところもあるわけでございます。そして、そういうところはもう安全だということになるかと思ひます。ただ、牛乳そのものは純性であることが望ましいと思ひますが、できるだけ下げていかなければならぬ問題でございまして、まあ低いのは心配ないといふことでございませ

それから、長崎県が多いかといふことでございしますが、この調査は全国八都道府県の調査でございまして、全般的傾向は一応見られると思ひます。したがって、西日本が多いといふことは言えると思ひますが、長崎県におきましても、多い数値は出ておりますが、低いのも出ています。平均して少し高いことは高いですが、また調べた数も少のうございまして、その辺は確かなこととは言えない。それからもう一つは、同じ農家の

乳でも、日によりまして非常にばらつきが多いわけでございます。やはり、飼料の使い方といふこと、日による、といふますか、非常に格差が多いわけでございます。そういうようなこともございまして、まあ、長崎に高い数値が出ておるから長崎が一番汚染されておるのだ、そういうことはこの数値からは言えないといふことでございませ

○竹田現照君 そこで、農薬の、何といふのですか、使用基準、これは、現行の農薬取締法というものが、われわれ人間に対するいろいろなことというよりは、この法律にも書いてありますけれども、水産動物、こういうものに対する毒性その他に力点が置かれてきている。ですから、この牛乳の問題がいろいろと世上問題になつて、安全使用基準という問題に対する次官通達も、ことしの一月の末になつて出ておるというやうな実情のよりですけれども、現行の農薬取締法に定めるいろいろなことを、いわゆる人体に対する影響力その他いろいろなものに、そつちのほうに優先して、人間優先、こういうやうな立場に立つて、その取り締まり法を含めるいろいろな改正措置——食品添加物あるいは医薬品等に対する、そつちのほうの法律の場合は、大臣告示というやうなかつこうでかなり強い形のものが出ています。最近に農薬に関する限り、あまりそういう……最近になつて、つけ焼き刃のやうになつて出ておりますけれども、農林省だけではできないと思ひますが、厚生省あるいは科学技術庁とも連絡をとりつ、早急にこの問題に対する具体的な対応策というものを私は立てるべきではないか、そういうふう

○説明員(遠藤寛二君) お答え申し上げます。農薬取締法におきましては、規定によりまして、農薬の採用をいたします段階、つまり登録をいたします段階で、一回安全性のチェックをいたすわけでございます。これは、公的の試験研究機関二カ所以上、二年以上のもののデータをつかまして提出を受けて、それを農林省の農薬検査

所が一応検査、分析、それから場合によりまして、急性残留毒性等につきましてはマウスを使いまして試験をやるわけでございます。それでなお、慢性毒性の問題もございまして、そのやりました結果を厚生省へ文書をもって正式にお送りするわけでございます。厚生省のほうで、衛生試験所かと思いますが、そこでまた三カ月、場合によりましては二年ぐらいの長期にわたります慢性毒性の検査をされまして、それで私どものほうへ、この農業は登録してよろしいというオーケーを出されるわけでございます。その段階で初めて登録する。その段階が一回チェックの段階としてございます。

それからもう一つ、ただいままでは十二作目八農業につきまして厚生省のほうで残留の許容量というものを決められておられる。もちろん私も御相談に乗っておるわけでございますが、それを逐次増大していく方向で、あらゆるものについてきめていきたいと思います。厚生省のほうから私どものほうへ、厚生省告示でそれを出しになるわけでありまして、私どものほうは、それを受けまして、農業使用の安全基準というものを定めまして、それを地方に流します。これは、おっしゃいますとおり、告示ではございせんが、まあ私どももいたしましては次官通達の依命通達として出してありますので、効果といたしましては告示と大差はないと思っております。そういう形をとりまして末端に流しまして、私も末端に、県に数百カ所の防除所というものがございまして、それから防除所補助員が一万八千人ほどおりますので、そういうものを通じまして、各末端におきます防除組織の防除層にそれを織り込んで、たとえば、何PPM以上残ってはいけないということになりますと、後期の使用というものはやめさせるとか、あるいはゼロということの許容基準になりますと、その使用を禁止する、そういう方法をとってやっておるわけでございます。

○竹田現照君 農業の問題については、鈴木委員が具体的に説明になるようですから私は触れませんが、先ほど触れましたバターの問題ですね。消費者は、どこで買っているかわからない。そういう実情なんですけれども、それを消費者が選択できるように、製造工場なり生産地というものがわかるような措置をとられるほうが私はいいのではないかと思います。そういうお考えはありますか。

○政府委員(金光克己君) バターにつきましては、本社につきましては氏名と所在地を標示させることになっております。それからその本社に属します工場につきましては、厚生大臣に届け出た略号を使ってもいいことになっておりますから、少なくとも標示の上では、本社が、この会社がつくったかというところはわかるようになっておるわけでございます。

○竹田現照君 それは私もわかってる。しかし、つくった工場がその記号でわかるというのですが、私なら私が、買手がどこの工場をつくったというように消費者が選択できるように措置をすべきではないか、こう言っているんです。たとえば、札幌でできるのか帯広でできるのか。そんなことは会社の事情であって、われわれはどうでもいいわけです。われわれは、帯広工場なら帯広工場をつくったということがわかるような措置をとられたほうがいいのではないだろうか、こういうことです。

○政府委員(金光克己君) いまこの問題として、すぐその工場の所在地を標示させることが必要かどうかというところは、もう少し調査してみないと判断できないわけですが、従来、本社と工場の関係で、本社の所在地を標示してある、工場はどうかという問題でございまして、いろいろ意見は出ている問題でございまして、そういう意味におきまして、こういった問題も検討いたさなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

○竹田現照君 いまのお答えでは私は納得しないのです。箱の裏に何とかKKとか書いてある。このことを言うんだと思うのですけれども、これは、会社の都合で出ているのか、消費者を対象に箱の裏に書かせているのか、どこに力点があるのか。なぜ、また検討しなければならぬというようにお答えになるのですか。消費者が選別ができるようにすることがより親切ではないか、そういうことを私は言っておるのです。これから調査しなければならぬというのがわからない。消費者のことを考えたら、そうすべきだというようにお答えになるのが筋だと思ふのですけれども、何を調査しなければわからないんですか。たとえば、ここに雪印乳業の何々工場というようにことを出すのは、別にたいした問題はないと思うのです、どうなんですか。

○政府委員(金光克己君) この略号のなにかにつきましては、確かに仰せのように、消費者からいえば、できるだけわかつたほうがいいわけでございます。ただ、いままでの経過から申しますと、食品衛生法におきまして、このバターだけでなく、ほかの食品につきましても、たとえば容器、包装に入れたもので、製造所それから氏名を標示させるということにつきましては、このバターも、ほかの食品も、同じような扱いになっておりまして、全般的に製造者の氏名、所在地を書かす、それからその付属工場は略号ということになりまして、バターだけではないのですから、全般的な問題だということでございます。

それから、何で略号を使うかということでございますが、この考え方は、食品中毒事件が起きたときに、すぐそれをキャッチすることができると、どこにある工場だということがわかるようにする、というために実は略号をつけさせておるといふのが、いままでの経過でございます。したがって、略号は行政当局に知らせる、かような形になっておるわけでございます。ただ、消費者保護という、消費者の立場から、先生の御指摘の点は十分私どもわかるわけでございます。この点につきましては十分早急に検討したいと思っております。

○竹田現照君 これは、ほかのほうにも関係あるのですが、問題は、牛乳のBHCの問題が世上こり、やかましいから、そして、しかも毎日毎日、先ほど赤岡委員が言ったように、朝から晩まで食べたり飲んだりしているものだけに、しかも、地域によって非常に差がある、先ほど御説明があったように、東日本のほうはいいけれども西日本のは非常に心配だというようにことを言われるとすれば、われわれ、このバターが、長崎の牛乳を使っているものか、北海道の牛乳を使っているものか、実際はわからないわけですよ。だから、消費者にも安心をさせるような意味で、消費者が選別のできるように措置をとられること、そういう行政指導をされるのが、より親切なことではないのか。だから、こんなことを、研究する必要もないし、調査する必要もない。北海道の牛乳を使つて、北海道の帯広工場をつくっているから安心だ、長崎の工場をつくっているからわれわれとても安心して食べられない、心配だから買わない、そういうような判断をする余地というものを与えた方がいいのではないか、そういうようなことをやらねばいけないかというのが私の質問です。

○政府委員(金光克己君) 先生の御趣意は十分わかりましたので、その趣意も十分考えまして、全般の問題としてひとつ検討したいと思ひます。

○竹田現照君 いや、時間が制限されますから、ほかにもいろいろお聞きしたいのですけれども、これから特に需要が多くなります乳製品の中で、アイスクリームの問題を一つ私は取り上げてみたいと思ひますが、アイスクリームといえども、このBHCの問題に私は関係がないとは言えないと思ひますが、この三十九年の十一月に出した厚生省の乳肉衛生課長の通達というものは、いまでも生きていますか。

○政府委員(金光克己君) 現在も生きております。

○竹田現照君 厚生省の係官が、アイスクリームの原料に還元脱脂粉乳というものが使われているという話を語ったという新聞報道がありましたけれども、これは、この通達なりあるいは現行の法令等で認められておることなんでしょうか。

○説明員(神林三男君) 一応、アイスクリームにつきましては、牛乳、加工乳は非常に厳格に取り締まりを従来からやっておりますが、ほかのものを使わせないようにしておりますが、アイスクリームというようなものにはもとより当初からいろいろの原料が使われておりまして、そういう規格は現在ございません。したがって、脱脂粉乳を使うこともけっこうでございますし、特にアイスクリーム原料に至りましては、現在一切成分の規格がきまっておりますから、原料についての規制はできませんが、アイスクリームという名称を使う場合には、少なくとも乳脂肪分は八割以上なければならぬというような規格になっております。

○竹田現照君 使っても、法的には何でもないと言っているんですね。

○説明員(神林三男君) 現行法ではかまわないわけでございます。

○竹田現照君 いま国内の乳資源というものがだいぶついているというのに、そういうものを使うというのを認めておるといふことは、私はおかしいと思うのです。もう少し、アイスクリームというものは牛乳からとられるのだという素直な受け取り方にそのままマッチするような製品というものを出す必要があるし、私は、そういうような行政指導というものが行なわれてしかるべきだ、そう思うのですけれども、これはどうなんですか。

○説明員(神林三男君) 一応現行の、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の中に、アイスクリームというものは少なくとも乳脂肪分三割という規格で定めておるわけでございますが、アイスクリームと一般に言われているものの中には、必ずしも乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に関連のない、昔のキャンデーというふうなものが含まれております。これは、アイスクリーム類という名称は必ずしも私たち適当とは思っておりませんが、——もので一応くくってきておりまして、そのアイスクリーム類というふうなものは、必ずしも牛乳乳製品を使うというふうなもの、もとよりそういうものではございませんものですが、一応まあ原料はある程度乳脂肪以外のものを使ってもよろしいようになっている、あるいは乳製品以外のものを使ってもよろしいようになっているわけでございます。

これにつきましては、私たちは、かねがね、もう少し、先生の御指摘のとおり、すっきりさせたいということ、いろいろ努力も実は昨年来やっております。この改正につきまして問題がございまして、まあ牛乳なんかは逆に乳脂肪とか乳固形分というふうな規制がございまして、これは、一つは戦前からあったのと、それからまあ乳幼児の主食であるという一つの割り切りがございまして、そういう、いわゆる化学的成分の純然たる衛生上の問題とは必ずしも言いがたいような、あるいは人の健康というか、健康増進の面の規制がございまして、片一方、アイスクリーム類といたしまして、この省令の中に入つたのが最近でございます、そしてそういう健康増進という、いわゆる危害事故防止という面から見ますと、必ずしも、乳脂肪何割とか、あるいはどういふものではないけれども、いまの現行法ではちょっとむずかしいからという議論がございまして、そして、私たち、やむを得ないために、急遽これにつきましては、現在、アイスクリーム協会という厚生省の認可団体がございます、ひとつそういうもので自主規格をつくつていただきたいと、その自主規格ができて、世の中のアイスクリームというものがおおよそそういうものだというふうなことでひとつがばつていただきたいということになりまして、ことしの製造からは、かなりそういうものが出

まされております。これは、アイスクリーム類という名称は必ずしも私たち適当とは思っておりませんが、——もので一応くくってきておりまして、そのアイスクリーム類というふうなものは、必ずしも牛乳乳製品を使うというふうなもの、もとよりそういうものではございませんものですが、一応まあ原料はある程度乳脂肪以外のものを使ってもよろしいようになっている、あるいは乳製品以外のものを使ってもよろしいようになっているわけでございます。

まされております。これは、アイスクリーム類という名称は必ずしも私たち適当とは思っておりませんが、——もので一応くくってきておりまして、そのアイスクリーム類というふうなものは、必ずしも牛乳乳製品を使うというふうなもの、もとよりそういうものではございませんものですが、一応まあ原料はある程度乳脂肪以外のものを使ってもよろしいようになっている、あるいは乳製品以外のものを使ってもよろしいようになっているわけでございます。

回つてくるのではないかとふりに考えております。

○竹田現照君 私が指摘をしたことを、おたたくほりもかねがね考えておった、まあことしからは少しはよくなるだろうと、こういうことですけれどもね。私は、そういう行政の姿勢というものは、先ほどのBHCの問題も、いままでもどこから指摘をされて問題にされない行政官庁が本腰を入れないという、そういうことに通ずると思うのです。ですから、いろいろここでやりとりしますと、アイスクリームの問題について法的にいろいろな御説明がおりますけれども、食べる者は、このごろアイスクリームは子供ばかりじゃありません。子供がすなおに飛びついていくようなアイスクリームであらうと、あるいはアイスキャンデーであらうと、あるいはまたアイスであらうと、十は一からげにアイスクリームだと思つて消費者はそれに飛びついていくというか、まあ食べているわけですから、いまだ説明があまりなかつた、アイスクリームならアイスクリームとして、はつきりしたおたたくのその通達に合致するようなものなら合致するようものを、すっきりしたものとして製品として市場に出す、そういうような行政指導というものを的確にやられる必要がある。

どうも、牛乳問題に端を発したいろいろなことについて、まだ突っ込んでお尋ねしたいのですけれども、おたたくのほうの、この問題に対する態度というものがすっきりしたものがいい。ですから、いまお答えのあったようなことについて、もう少しはつきりした行政指導をとられる必要があるかと私は思ふのですけれども、業者——業者というか、業界での自主的な判断にまかせて、お前のほう、もう少しがんばってくれと、そういうような形では、行政指導、行政だとは言えないのです。

○説明員(神林三男君) 食品衛生法の現行法では、一応、第一条の目的から、危害事故防止という観点から、はつきりワケがはめられておるわけでは、先ほど申し上げましたとおり、牛乳、加工乳というものは乳幼児の主食であるという観点から、たん白であるとか——たん白というか、脂肪であるとか乳固形分の規制というふうなものをやっておりますのでございまして。これはまあ、長い間これを飲んでいて間に、そういうものが足りなければ危害事故が起こるだろうという解釈でやっておりますのでございまして、アイスクリームにつきましてはちょっとその点が適用がむずかしい点がございまして、私どものほうも、この規格につきましては、いま外国のWHOとかFAOでかなり規格がつくられておりますから、それを参照しまして、ひとつこういう規格でもって今後進んでくれ、国際規格を十分準用して進んでくれということ、私たちが一応の案を示しまして、向こうに今後これについてくれということ、近くその成果があらわれてくるのではないかと考えております。

で、先ほど申し上げましたとおり、牛乳、加工乳というものは乳幼児の主食であるという観点から、たん白であるとか——たん白というか、脂肪であるとか乳固形分の規制というふうなものをやっておりますのでございまして。これはまあ、長い間これを飲んでいて間に、そういうものが足りなければ危害事故が起こるだろうという解釈でやっておりますのでございまして、アイスクリームにつきましてはちょっとその点が適用がむずかしい点がございまして、私どものほうも、この規格につきましては、いま外国のWHOとかFAOでかなり規格がつくられておりますから、それを参照しまして、ひとつこういう規格でもって今後進んでくれ、国際規格を十分準用して進んでくれということ、私たちが一応の案を示しまして、向こうに今後これについてくれということ、近くその成果があらわれてくるのではないかと考えております。

○竹田現照君 この問題は、また掘り下げて、いづれかの機会にやりますが、時間ですから、あと一つだけ、アイスクリームに関連して聞きますけれども、牛乳は重量を示すように指導されているかどうかかわかりませんが、書いてあります、アイスクリームというものは脂肪分のパーセンテージだけは書いてありますが、これは重量表示がありませんね。どの容器を見ても。このごろは、どうも感じて、そういうふうなひねくれに見えるのか知らぬけれども、値段は据え置かれても、量のほうで何か減っているのじゃないかというふうな気がする。上げ底みたいなもので、空気をよけ入れれば同じかっこうでもいいのじゃないかというふうなこと。——これはあれですか、重量表示制に改めるように厚生省のほうで指導するお考えはありますか。

○説明員(神林三男君) 乳脂肪は法規制がございまして、アイスクリームには乳脂肪を何割入れろというところがございますが、計量問題は、あるいは計量法の対象になるかとも思いますが、これは

ほかの省の法律ですから、はっきりしたことは私申し上げられませんが、できるだけ私どものほうで今後アイスクリーム協会を通じてそういうような形に持っていきたいというふうに考えております。

○竹田現照君 バターのほうは、あなたのほうの関係でしよう。これは農林省ですか。

○説明員(神林三男君) 重量につきましては、少なくとも直接法律の対象外になっておりまして、その重量を入れるというのには、バターなどは戦前から、かなり何かそういう形のものが行なわれておったのではないかと、一つの慣例になつておるんじゃないかと思つておる。あるいは計量法がどうなつておるか、これは私ほかの省の法律でござい

ますから、はっきり申し上げられませんが、バター、チーズに限らず、牛乳も同じでございしますが、入れるという規定はございせんが、できるだけの指導は私どもしていきたいと思つております。

○竹田現照君 戦前からの規定じゃないか、いまは、量目その他というものははっきりしなければいけない時代ですから、まあこの所管がわかりませんけれども、計量法といつたら通産省だ。通産省のあれだからということじゃなく、そういう行政指導をやられて何もしつつかえない。計量法のほうは通産省だからおれのほうの所管じゃないという、そういうものの言い方じゃない、やはりこういうものははっきり書いてある、同じ乳でできてゐるものには、だから、アイスクリームにも書いてらどうか。単純な意見です。それはどうですか。

○説明員(神林三男君) 一応そういうふうに私も考えておりますから、協会のほうに話をしたいと思つておりますが、ただ、これはことしものものからという、すでに容器に手当てをしてしまつておるので、ちょっと無理かと思ひますけれども、なお来年度あたりからは至急そういうような方向で持っていきたいと思つております。

○竹田現照君 長官、いまも聞いておるうちに、これは戦前から云々ということじゃあれですが、やはり生活センター法案にまで考えていたであらう、そういうような問題にまでびりつとすることになつて、国民生活云々という名づけでやられるのであれば、そういう、各省でばらばらのような返事をしなければならぬという、いまのやりとりのようなことのないように、やはりこれはされるようなことが政府としての私は仕事だと思ふのですが、長官にこの点について一言お尋ねして、質問を終わります。

○国務大臣(佐藤一郎君) あつてこれは国民生活センター以前の問題だと思ひます。むしろ、JISとかJASとか、こういう問題だろうと思ひますので、これは農林省のほうで、規格について、またその表示について研究してもらわなければならぬ問題だと思ひます。今後は表示の問題あるいは計量の問題が消費者にとつて重要な問題になるわけですから、われわれとしても、いまそのした問題を研究している際ですから、ひとつ十分に検討してもらいたい、こう考えております。

○委員(長瀬山フク君) 中沢君。

○中沢伊登子君 まだ竹田理事の質問がこれから続いていくところですから、私の時間の関係で、お先にやらしていただきますので、的確に御答弁をいただきたいと思ひます。

いま私は、これは自分の質問ではなかつたけれども、いまの金光環境衛生局長のいろいろな答弁を伺つておまして、私もちょっと一言触れなくてははいけないような気がいたします。といひますのは、いまのBHCの牛乳の問題ですけれども、一年か二年でどうにかなるといふようなものではないといふような答弁でありましたけれども、それは一日にどのくらい飲んでゐる人がそういうことになるのかわかりませんが、三本も四本も、三合も四合も飲んでゐる者が一年か二年でどうにかなるというのではないことでは私どもも非常に不満です。何か心配でしうがないのと、それから牛乳のBHCだけではなくて、いろいろ

の添加物や農薬を私どもは自然にからだの中に入れてゐるわけですから、それだけではどうということはないけれども、慢性毒性とか相乗作用というものがあつても、過性毒性とかいう点は、もう一ぺんどうしても農薬とかあるいは添加物の総点検をやつて、ほんとうに私どもを安心をさせてもらいたいと思ふのです。これは私はいまお答えを求めたいと思ふ、時間がありませんから、ちょっと要望だけを申し上げておきますが、そういう点で、私は厚生省の考え方が少し根本的に甘過ぎるんじゃないか、少しルーズじゃないか、こういうふうに、私はほんとうは、きょうは苦言を呈したいと思ふのです。

それからもう一つは、いまいろいろBHCの問題でございまして、これは農林省のほうで、畜産局長さん、それはいまどこのわが汚染されてゐるんだ、どこがどうだということではなくて、どつかが汚染されたということであれば、もうすぐその飼料を交換する、その方向をなせとらないのかということなんです。それで、すぐ飼料を交換するといつたつて、なかなかそれはいま急激に、たくさん牛の食べる飼料がとつてあるわけではありせんし、すぐにクローバが大きくなるわけでもあるまいし、たいへんその点では私の言うことは無理であらうかと思ひます。しかし、もういつ何とぞどういふことが起こらないとも限らないときに、いや、こつちが汚染された、その発表がすいぶん手間取つたということでは、国民はちよつと心配になつて牛乳なんて飲めないといふことになるし、ほんとうにわれわれからいへば、一人が一日牛乳二本か三本飲みたいんですけれども、値段の問題もありますから、一ぺん汚染されたことがはつきり出ますと、みんなやめてしまふ。これは小売屋さんも非常に迷惑してゐるわけですよ。ですから、もしそういうニュースが出たら、手当てをする方向に私は考えてほしいといふことを一つ要望を申し上げたい。

それから、この間私、これは兵庫のある農村のほうですけれども、そこへ行つていろいろお互いに話をしておりました。そうしたら、その農薬といふものを、人手も足りないし、このごろ部落共同でヘリコプターで農薬をまくんです。そうすると、いなかのほうでは用水池がありますね。まだ井戸水を飲んでゐる。その用水池にもその農薬が入つてしまふ。農薬をまくときには、たゞいまから農薬をまくますから窓を締めてくださいと言つて広報車が回る。だから、家は締めるけれども、それから一時間か二時間くらいたつてから、やつと農薬が落ちてくるというのです。ヘリコプターでまいてゐるときは、いきなりそう、すうつと落ちてくるものではない。そうすると、その用水池などの水に農薬が入る。これを何とかしてやらせせんかという要望がございました。ですから、私は、農薬の問題はもう一ぺん総点検をして、そういうときにはどういふふうに手当てをするのか、そういう上から降つてきた農薬でまたクローバが汚染されるかも知れない、その辺のところを私はもつと根本的に考えていただきたいと思ひます。

それから、いまのアイスクリームの問題ですけれども、竹田委員は、いま、値段は変わらなけれども上げ底みたいになつておると言われましたけれども、私はもう一つ違う考え方は、ちよつと一つ食べたらず過ぎるんですね。アイスクリームで胃袋が冷たくなるほど大きくなって、五十円くらいのアイスクリームが八十円くらいになつてゐるんです。そういうことのあることも一つ御承知おきを願ひたいと思ひます。

いづれ何らかの機会に、私はこれらの問題について、じっくりと質問をしてみたいと思ひます。きょうはそれが本筋ではありせんから、国民生活センターのことについて御質問をいたします。

私どもは国民生活センターというものを非常に希望して、何べんもこういうことを質問の中で繰り返してきたわけですが、今度国民生活センターといふものが設置されることになりました。ところが、いままで、たとえば通産省とか農林省、あ

るいは厚生省、そういうところでも個別に情報の提供を行なっておりまして。一例として申し上げますと、厚生省では国民生活の実態調査というものをやっています。結果報告をいままでも出してきておりましたね。そういう中で国民生活センターの設立は、このような業務の一その煩瑣を招いて、国民をしてかえってその去就に迷わせるおそれがないものかどうか。なおそれでも、あえてこういう研究所を解散してセンターを設立しなければならぬ理由はなぜだろうか。こういうこと、それが一つですね。

それから、むしろ研究所の質的向上をはかって、対外的には実態面を担当する各省庁と密接な連携を保って、センターの新設によって招くほかの省との摩擦を避けて、事の円滑を期したほうがよかつたのではないかと、こんな感じが私はしておるわけです。そこら辺についてお答えを願いたい。

いま二点申し上げました。それから、各地方に生活センターみたいなものがございますね。そういうものと、今度できるセンターとの関係はどういうことになっておりますか。その三点をひとつお願いしたい。

○国務大臣(佐藤 一郎君) まあ、各省にもこれに類似のものもあるし、いわゆる国民生活に關係した行政もある、實際どういふものをつくるに複雑化するのではないかと、かえって煩瑣になるのではないかと、こういうお話でございましたが、私は、これはむしろ国民の皆さんの御要望を直接に伺う、あるいは直接にお話し合いをする。そうして、實際御存じのように今日の行政は非常に複雑になっております。われわれでさえ、どこでどういふことをやっておるか、しばしばわからないという状況でございます。でございますから、私は、こういう窓口は各省にあって、なおこつちにあつてかまわないという実は気がしておるのです。むしろ、そうして窓口が相当広くなれば、一応国民の皆さまの商品に対する知識というものもふえて

いくものである、私はこういう考えを持っています。

それで問題は、それを承ったあとの処理の問題であらうと思ひます。われわれは、もちろんこれを關係行政に的確に伝えて、そうしてその実行にあつて、煩瑣な、あるいは重複的なことが行なわれないように、そういう点については十分に考えていかなければならない、こういうふうに考えております。でありますから、各省で相当いろいろやつておることは、私はそれはそれでもっていい、それからまた、多少見方の違ふものもありまゝ。そういうことも頭に入れていいのではないかと、こういうふうに考えております。

それから地方との關係でございますけれども、これは、一方においてわれわれにとつて今度の地方センターが大事ですというものは、中央に、東京にだけしかないというのでは問題になりません。でありますから、われわれのところでもって収集蓄積したところの情報というものを、逐次整備されたものを地方にも流す、それからまた、地方の窓口を通じていろいろと得るところの情報、そういうようなものがございまして。そういうものが、ある意味においては、いたずらに積もつておつて活用されてないらうみがあるのです。それがまた中央に、こつちへよこしてもいいまして、それをもう一回今度われわれの目で見直して、またそれを地方に流すというようなことも考へております。それから、これの運営の協議会というものをつくりたいと思ひますが、それには地方の代表も参加してもらひまして、そして一体として運営できるようにやつてまいりたい、こう考へております。

○中沢伊登子君 いま私はもう一つ申し上げたかったのは、苦情処理ですね。それは、各省がいろいろあります。苦情の処理のときに、お互いに責任のなすり合ひみたいな、隠れみのみたいな、あるいはたらい回しみたいな、こういうことになつてはならないかという一つ気になります。その辺をひとつお聞かせいただきたいのと、先ほ

ど竹田委員が、テスト機関がつくられないということを書いておられましたけれども、確かに、もしも何か品物でも持ち込まれたときに、それをどういふふうにして処理するのか、それはやはり私はテスト機関みたいなものをほんとうは置いておいていただいて、その場で処理をしよう、というふうなことが非常に私も望ましいと思ひます。その辺はいかがですか。

○国務大臣(佐藤 一郎君) いまの御指摘になつた点が、実は私は今度のセンターで非常に重要だと思ひます。つまり、どこかへ苦情を持っていきたり、ところが各省に直接に行くと、ちやうど、まゝをてんでんとされるように、おれのほうじやないからあちらへ行けと、こういうことでもって、空うほうに行つて疲れてしまふという事情がしばしばあると思ひます。そういうときに、やはり企画庁のような総合官庁に關係を持つこのセンターというものがこれを承つて、そしてこれはどこの問題なのかというところで、ほうほうにまりの投げ合ひをしないようにやつていくということが必要なんじゃないかと、そこらがむしろこのセンターの一つの大きなねらいになつておると、こういうふうに考へております。

それから、いまの商品テストの問題ですが、これは商品テストについての一種のネットワークというふうなものを私はつくりたいと、こう考へております。ですから、私のほうは、窓口になりまして、それから、それを、他の省の所管であつてもいいのですが、テストの機能を持つてるところにすぐにこれを委託しまして、そして回答がすみやかに行なわれるようにしていきたいと、こういうふうにしなつて考へております。將來の問題として、先ほど申し上げておりますように、また今後必要があるならば自分自身でこういうものを持てるようなことも研究しなきゃならぬ段階があるかもしれない。

○中沢伊登子君 そうすると、今度、この国民センターでは消費者教育みたいなものをやられますね。たとへばラジオとかテレビ、映画、スライ

ド、あるいは消費生活展覧会ですか、あるいはパンフレットを出されたり、こういうふうなことをいたしますが、たとへば、この間のチクロの問題ですね。チクロの問題で、私も、ちよつとチクロと言へば、何か皆さん、ちよつと、きつとするわけですが、それを今度、ラベルを張るときに、これ、わざわざサイクラミン酸塩と、こういうふうにかける。しかも、活字の大きさは新聞の活字体だと、こういうふうなことで、これでは、一般の消費者はサイクラミン酸塩と書かれたら何のことかわからない。そういうことまでもこういう教育の中に織り込まれるのかどうか、そういう情報があれば……。それからあるいは、人工甘味料の入つておるかん詰めがありまゝですね。つまり、人工甘味料というのはチクロのことですね。そういうものが入つていたのが、今度二月一日からやめになりました。ところが、實際問題、現物は九月まで売ることができるとすね。ですから、そこにはサイクラミン酸塩と書けというわけですが、それを書かずに全糖というふうな大きなラベルが張つてあるから、ラベルを見て全糖だと思つて買つてきた。そして家に帰つてきて、どうもおかしいと思つて、よく見たら、ラベルをはいだら、その下に人工甘味料が添加されているというのがちゃんと書いてある。こんなごまかしをされたんではかなわない。しやくにさわるから、そのかん詰めを捨てましたという人もあるわけですね。ですから、そういうときに、現実にそういうところまでなかなかほんとうは情報が流れてこないと思ひます。なぜと

いへば、チクロと書けばみんなが買わないから、サイクラミン酸塩と書く。そうすると、人のいい人、少しわからなかつた人は、それを買つてくださるわけですね。そういうふうなことも、ラジオやテレビの中で流してくださるかどうか。私はそういうことはぜひやつてもらひたい、そういうふう

に思ふことが一つ。

それから、まとめて御質問申し上げますけれども、そういう中で、苦情の処理だけではなくて、

消費者が商品やサービスを選択するとき役立つような情報を積極的に流すようにひとつ私望したいと思う。

それからもう一つは、監視員制度ですね。この監視員が非常に足りません。この法律案をつくるのと同時に、その中で監視員を思い切つて強化するようなことも盛り込んでいただきたい。このことを要望したいと思うのですが、いまの三つについてお答えを願いたい。

○国務大臣(佐藤一郎君) 最初のチクロの表示等の問題は、率直に言います、これは厚生省自身の行政として行なわなければならないことであると思ひます。その行政の執行にあたり、御指摘のような点について不十分であれば、これは今後大いにそういう点について検討してもらわなきゃならぬ、こう考えます。しかし、そうした事情について、たとへば、いまのような問題が起つたというふうなときに、私のほうでもいろいろな情報を流す際に、そのときどきのトピックとして、必要、重要であると考へれば、当然その中にに入れてしかるべき問題であると、こういうふうに考へます。

それから商品選択にあつた情報の提供をできるだけ積極的にやるように、こういうお話でありまして、これはわれわれも大いに御意見を参考にしたいと思ひておられます。

それから監視員の問題は、これは食品衛生関係のことで、これはむしろ厚生省に属する問題でございます。いま厚生省関係官も来ておりますから、むしろそちらでお答へするほうがいいと思ひますが、厚生大臣も、この監視員の増員については非常に熱意を持って、閣議等で私もそれを承知いたしておられます。

○中沢伊登子君 それでは厚生省の方、お願いいたします。

○政府委員(金光克己君) 地方におきます食品衛生監視員は、都道府県あるいは保健所を設置する市、いわゆる政令市と称しておりますが、その市に配置されているわけでございまして、交付税の

対象職員になつてゐるわけでございます。そういうことでございまして、厚生省におきましても、自治省と協議いたしまして交付税の積算人員を一昨年から増員をはかつております。それに伴ひまして、各都道府県でも若干の人員の増をはかりつゝありまして、昭和四十四年度では約二百名ぐらゐの増員になつてゐるというふうなことでございまして、それから四十五年度でも増員計画をかなり持つてゐるようでございます。こういうふうなことで、逐次増員をはかつてまいりたいと思ひております。

○中沢伊登子君 国民生活センターは、非常に皆さんが期待をされてゐるやに私も伺つております。一般消費者がですね。それと同じやうに、これは少し問題としては違ふのですけれども、長官がこの次にはお見えにならないかもしれないというのを承つておられますので、少し筋が違ふかもしれないませんが、どうしてもきょうは質問したいのであります。

同じく神戸のほうの市民、あるいは阪神間の市民から非常に要望されてきたのに、神戸の中央卸売市場の東部市場というのがございます。たまたまこの間から、野菜の物価の値上りの問題やなんかで、担当官会議だの、いろいろな会議がそちらで持たれておりますね。そういう中で、私も新聞でいろいろなことを見たわけですが、物価対策閣僚協議会ですか、こういうふうなもので、そこでどういふ問題が出たかというふうなことも新聞でずいぶん拝見をいたしておられます。そういう中で、特に私は、野菜の問題やんかが台所を脅かしておりますので、たまたま昨日、神戸の中央卸売市場の東部市場を見てまいりました。そうしますと、この市場ができたときは、はなはだし開店をして、そしてずいぶん市民の皆さんが期待をされたわけですが、行つてみますと、遊休店舗が相当あるんです、あの中にね。それで、どういふわけかといつていろいろ聞いてみますと、仲買人が充足できないんだ、仲買人が足りませんと、こういうふうな話でございました。

で、一体これはどこに問題があるのだろうか。仲買人が来ませんと、あるいはそこに買参者つてのがあるんですね、そういうのもほとんどないものでありますから、非常に活気がない、こういうことで、皆さんが期待されるほどの機能をいま果たしてないわけですね。それで、行つてみますと、きのうなんかは、だいたい青物なんかが一ぱい残つてるわけですね。それは買手がつかないというこ

とじゃないかと思ひます。これだけ野菜が高くて皆さん困つてらっしゃるときに、もつともつとあそこで機能を発揮してまつて、野菜物をとつてもらつて、それがばあつと売れば、もう少し台所に野菜が回つてくるんじゃないかと思ひますけれども、そこら辺の機能が、全然じゃありませんけれども、十分果たされてゐない。普通、こういうものが民間企業であれば、とつと昔に倒産をしてしまつてゐるわけですね。そして、この市場が開設されてから約半年たつております。半年間もこのようなことで放置してありますと、その仲買人といひますか、そういう人が、ここに店舗をあげつぱなしになつておられますと、いままで早くから、六方月も先に入つてきた人たちに、何かしにせみたいなのがついてしまつて、あとから今度どこからか引つぱつてこようたつて、なかなかそこら辺に利害関係が出てきて、むずかしいんじゃないか。それでですから、もう早急に、これは神戸市がやることであらうと思ひますけれども、つくつただけではなくて、行政指導を早くやつてもらつて、これは非常によいサンプルなんです。広域圏の市場になつてゐる。だから、芦屋とか西宮とか、私のおりまます宝塚とか、三田とか、それからもう少し奥の丹波まで販路を広げようというふうなことで、非常に期待を持たれた市場なんです。これがこのままになつてゐるというところに私は非常に疑問を持ちながらきのう歸つてきたものでありますから、その点を、きょうは長官に伺つてみたい。たまたま卸売市場法案という法律案が出ますね。そのほども私はこの間の予算委員会でも多少さつはみ込んでみましたが、その辺

でお答へをいただけるものなら、ひとつお答へいただきたいと思います。

○国務大臣(佐藤一郎君) ちやうどいま農林省が見えてますから、まず、農林省の説明を具体的にひとつしてもらいたいと思ひます。

○説明員(石川弘君) 神戸の東部でございまして、開場いたしました、当初約六十万ぐらいの消費人口を見込みまして、四十五年度で年商約五十七億というのを前提にして開場したわけでございますが、先生御承知のように、卸売人の営業活動が若干不活発でございまして、現在、目標に對しまして約八〇%前後の活動でございまして、いまおっしゃいました仲買人の店舗の遊休の問題でございまして、開場いたしましたとき、約六十万の消費人口と申しますと、やはり仲買人の経営規模をあまりに零細にいたしました、将来仲買人の経営が高度化する。私も約一億円の年度の年商、売り上げの最低の仲買人の規模と考へておられますので、仲買人の店舗を約六十数戸つくりました業務計画を認可いたしましたわけでございます。現在入場いたしておりますのは五十人でございますから、約十数戸あいてゐるという事情でございまして、そこで特に西宮方面の仲買人をさらに入場させることが適當ではないかということで、神戸市及び兵庫がそのあつせんをいたしておりますが、残念ながら、現段階では、まだ私も想定いたしましたような規模を持ちました営業活動の可能な人が少ないわけでございます。これは、先生おっしゃいましたように、仲買人の買参活動を活発にいたしますことが供給を円滑にするゆゑでございますけれども、だからといひまして、非常に零細なものを入場させました場合に、かえつて橋根を残すという事情もございまして、実は数日前に、われわれのほうから、開場後の経緯を詳細に報告し、営業活動の内容を明らかにするやうなことを開設者に対して通達をいたしておりました、その結果を待ちまして、おっしゃるやうな方向で、しかも決して零細な仲買人が発生しないというよ

るな、両方にらみました指導をいたしていくつもりでございます。

○委員長(横山フク吉) 竹田四郎君。

○竹田四郎君 たいへんあちこちに問題がわたってしまっていて、特に浅野さんには長い間お待ちをしまして、たいへん申しわけないと思いますが、もうしばらくお願いしたいと思っております。

大臣に一つお伺いしたいのですが、国民生活センターというものが、いまもお話が出ましたように、たいへん国民から、消費者行政の一元化ということで、大きな期待が持たれているだけに、私は、センターの仕事というものはたいへん重要な仕事である、いままでのやりとりを聞いておりまして、はたしていままでのやりとりに対応できるような力をセンターが実際に持つだろうかという感じを実は深くするわけです。せっかくセンターをつくっても、むしろ、各省の間に入って、もまれてしまふのがせいぜい一ぱいで、何をしたらいいかわからないというようなことで、あるいは権限を侵したとか何とか言われて、実際には何もできないというふうになる心配すら、いまの議論の中でさえ、それを感じたわけでございます。それだけに、私は、国民生活センターの法律というものは非常に重要な法律であるというふうに内心思っております。この法律の案ができるまでの経過を見ましても、初めの勢いと、でき上がってきたものというものは、たいへんに違ってきているように私は受け取っているわけでございます。そういう意味において、私は、むしろ国民生活法案というものは、いきなり国会に出すという前に、それ相当な審議会というふうなものをおそらくおありだろう、国民生活審議会等もこういう問題を審議する一つの場ではないか、消費者行政、消費者相談というものを適切にやっていく一つの場ではなかったか、そういう場にかかれて、この法案を各方面から討議をして、その上でできた法案であつてはしなかった、こういうふうに思っておりますが、そういう意味で——おそらく審議会に諮問されなかったと私は思うのです。もし、され

なかった場合には、なぜそういうものをしなくてよかったのか、私は、もう少しいろいろな方面の公正な意見をこの中に含めて、各省のなわ張りというものがこの中に持ち込まれないようにすることが必要でなかったかという観点で、そう思っているわけでありまして、もし、かけていなかった場合には、かけなかった理由は何かであらうか、教えていただきたい。

○国務大臣(佐藤一郎君) これは、いわゆる正式に諮問をしておりますけれども、この国民生活審議会には消費者保護部会というのがあります、そこに特に説明に行きまして、意見を十分聴取をしております。その際多少の質疑がありました、大体異論がないというところで済んだわけでございます。ですから、国民生活審議会に全然はかたなかったわけではないのでございます。まあ、いま御心配になるような点は、あるいはこの法案の成立過程でいろいろあったことをお聞きになった上での御心配なんだろうと私思うんですが、今後の運営につきましては、いまの御心配のようないことがあつちや、もちろん困りますから、私としては責任を持ってそういうことのないように、万が一そういうことがありまして、われわれがそれを排除して、そうして円滑に実施をはかつていく責任があると、こう思っております。

なお、これは自分だけで一人よがりしてもしかたのない組織で、やはりそれぞれ行政の実施に当たる各省との連絡ということも十分密になければなりませんから、この運営協議会に各省の代表にも入ってもらつて、そしてその下に連絡の下部機構もつくる、こういうようなこともするつもりでございます。そして、いま御心配のようないことのないようにやっております。

○竹田四郎君 浅野さんにお伺いしたいと思うんですが、いままで国民生活研究所としてたいへん御苦労をされてこれだと思つて居るんですが、それが今度センターへと発展的な解消を遂げるわけですか、発展的な解消を遂げる上には、いままでの研究所の成果と欠陥というふうなものが当然検討をさ

れ、所長さんとして、すべていままでの研究所の欠陥をよりいゝものに発展をさせていくというふうな考えは当然おありだつたらうと思つて居るんです。国民生活研究所といたしまして、今度のセンターに對しまして何か御意見の意見具申等私はされたと思つて居るんです。された内容を御発表できるかどうかであらう、ひとつそういう御意見を私も聞かせていただきたいと思つて居るんです。

○参考人(浅野義光君) 国民生活研究所といたしましては、法律に示してありますように、総合的な基礎的な研究を進めてつとまいたわけでありまして、何か欠陥があるんではないかというふうなことを御指摘のお話のようでもございましたが、われわれ別にそう、何か非常に運営上問題があつたとか、そういうようなことではなくて、この際、われわれ基礎的な研究をやつておつたわけですが、そういう研究だけじゃなくて、センター法案に示されておられますように、そういうものにはかのもも加え合せて、そして一般の国民にはんとお役に立つ情報を提供していく、国民と對話をはかるというふうなことでございますので、われわれも非常にそれはいいことだというふうに考えております。

それからもう一つ、そういう研究所とセンターとの関係で、やはり研究所の研究というものが、国民の對話なりいろいろなことで、問題意識というものがはつきり出てまいりますので、そういう問題意識を十分にとらえて研究をやつていくということになりますと、一そうためになるような研究ができてまいりますというふうなこともなりますので、そういう点がやりやすいような形であるべくセンターに移行していただくというふうなことを寄り寄り経済企画庁のほうにもお話ししておつた次第であります。

○竹田四郎君 実は寄り寄りお話をしていたというふうなことで、あまりはつきりなされないのうでありますけれども、私は、当然、いままで長い間、研究所を経営してこれだわけでありまして、そういう研究所のいままでの成果はもつと伸ばし

てほしい、こういう面は確かに若干足りなかった面がある、こういうようなことがあつてしかるべきだと思つて居るんです。今度の法案の要綱を見ますと、総合的な調査研究という文字はあります。前の国民生活研究所の場合には「基礎的かつ総合的」と「基礎的」ということが一つ余分に入つていたわけですね。今度の法案を見ますと、基礎的ということばは一切ない。いまおっしゃられましたように、いままでの研究所は、どちらかというと基礎的な面に重点があつたというふうに……。私も、研究所が出されたパンフレット、案内を拝見しますと、いろいろな研究の題目が載つておりますけれども、どちらかというと基礎的なもののはりが多かつたように思つて居るわけです。そういう意味では、今度の新しいセンターというのは「基礎的」という字が抜けてしまつて居る。そうしますと、いままで中心にやつてきた基礎的研究部門というのは一体どこにいつてしまふのか。私は基礎的な研究部門というものは必要だろうと思つて居る。それはセンターでやるのが適切か、あるいは他の場所、企画庁の経済研究所でやられるのが適切か、それは場所はいろいろあると思つて居るが、今度の場合には一切そういう基礎的研究という字が抜けている。予算的に見ましても、いままでの業務の内容には「情報及び資料を収集」というようなことがあつたわけでありまして、今度は資料の収集というところが抜けてしまふということになると、研究所とセンターとの関係はかなり変わったものになつて居る。予算的に見ましても、今度の一番大きな仕事は、マスコミを通じて情報を国民に与えるということが一番お金の面で大きな仕事になつてくると思つて居る。そうしますと、研究所の性格とセンターの性格はかなり違つたものになつて居る。そういう基礎的な研究所というものがなくなつたということは、その基礎的な研究というものは今後どうしていくのか。こういう点について、ひとつ所長さんの御意見も伺い、

また、企画庁の長官にその辺の仕事を内容を、いままでのものは今後どうするのか、こうした点、

お二人にお聞きしたいと思ひます。

○参考人(浅野義光君) いまお話しのように、国民生活研究所は、従来とも基礎的、総合的にやっていた。基礎的にやったということがかなり強調されたことにつきまして、われわれもいたしませんでした。国民生活上のいろいろな問題を説明する場合には、やはり深く突っ込んで基礎まで持っていく、そして底がわかるような研究分析をしていく、ということはずっとやっておったわけでありました。しかも、もう一つ広い視野で総合的な立場で考えていくということもやっておったわけです。

〔委員長退席、理事林田修紀夫君着席〕

だから、広い視野で問題を設定し、研究分野も大きな広い視野で問題を解決していく、そうして深く突っ込んで基礎的な問題に迫るといふ態度で研究しておったわけでありました。センターのことは、はつきりそう、われわれがとかく申し上げるわけにはいかぬかもしれないが、センター法に書いてあるような「総合的」ということになって、従来の研究から基礎が抜けたので、性格が変わってしまったのじゃないかというお話であります。が、おそろしくセンターになりまして、そこでの研究は、やはり基礎的なものを十分に突き詰めて考えていくということはどうしても必要ではないか。しかし、大きな広い視野で問題を処理していくことも必要である。われわれが説明を聞いていく範囲では、基礎的というのは、どちらかというと、アカデミックな面に多く考えられやすいというところで、それを取り込んだという感じにもなっておりますので、われわれとしては、基礎的なこともやり、総合的なこともやる、どうしてもそういうことで、情報源あたりもそういう角度で研究して使っていくという面もありますので、決して、研究所がセンターになつたから研究が完全に性格が変わつちやうて、あるいはレーゾーデントルがなくなる、あるいは影が薄くなるというふうなものには絶対にならないというふうに確信をしている。むしろ、先ほどちょっと申し上げました

が、センターになりまして、国民のなまの声を

りを聞きまして、問題意識をはつきりしてまいります。そうした、そういう問題意識を踏まえて研究を十分に進めていくということになりますれば、われわれとしても、研究所が本来の目的が少しも逸脱しない、ずうっとつながっていくというふうにも考えているわけでありました。

○国務大臣(佐藤一郎君) いま浅野所長のお話がありまして、おどろきと私も思ひます。「基礎的」というのを取りましたけれども、要するに、実際の、実用的な、具体的な研究もさらにそれに加えようという意味でありまして、別に基礎的な研究そのものを否定しているという気持ちではございません。これはこれでもってやはり進めるものを進めてまいる、こういうことであります。しかし、国民生活センターということで、いろいろと実際の情報、実際の問題にも接する機会が多くなるわけでございます。その中で研究部門は独立したところの組織の一部として、また同時に、やはりその中の組織の一部として、そして実際の空気に触れてまいる、こういうこともまた研究部門にとつても刺激にもなり、一つの非常にプラスになる面もふえるんじゃないかというふうに考えております。

○横山フク君 ちょっと関連して。

今度の新経済社会発展計画ですね。あれは、経済の成長率を何%にしたら物価は幾らになるというふうな形の大まかな数字、マクロ的というのかしら、そういうのは出してありますね。だけど、そういうのだと、実際の今度、そういうような計画は立てるけれども、さて現実には一年たつてみた場合には、それと同じ形にいかないという線がずいぶん出てくると思うんです。そうじゃなくて、実際に国民生活はどのくらいかかる、どういうふうな、といったような形の基礎的な資料を寄せ集めて、そのデータの上に立つて、それならどうなるか、そういう形の計画を出すのが私はほんとうはしかるべきものだろうと思うんです。ところが、そういうふうに積み上げる形になると、非常に機

構も大きくなるだろうし、資料もいろいろな面で予算面も大きく要求された形になつたりして、なかなかいかないし、そういう点は捨て去られたという形で私たちは聞いているわけなんです。そういう点で御婦人から、今度のセンターにもからんで、不満が出てきて、そういう点はどういうふうにかえていかうかというふうに出たわけなんです。これはいろいろ研究部門にからんでることだと思ひますが、どういうふうになつていっているんでしょうか、現実には。

○国務大臣(佐藤一郎君) いま御指摘のような誤解があると思ひます。私たちがよく一般にも御説明をしておくと、私たちがよく一般にも御説明をしておくと、間接的にはもちろんそうした研究資料を採用するということの意味で多少の関係はございますが、計画の作成そのものに直接の関係は研究がございせん。これはこれで、もつと長期的な研究をうんと別個にやつてきているわけです。

経済計画につきましても、これは率直に言ひまして、いろいろと議論がございまして、そして、現在経済企画庁がやっております作成方法というものは、少なくとも今日の日本の第一流の経済学者等の知能を集めてつくりましたモデルによりまして、計画の作成が行なわれておるのであります。もちろん、しかし、それは言つても、それに対して批判もあるし、現実にはまた時代と計画の乖離という問題も起つております。それで、われわれとしても、その作成については検討を怠らないように今後ともやつていかなければならないと思つております。

まあ数字を扱う問題でありますから、単にこういうふうには思ふとか、こういう方向で考えようとかいうことではないものでありますから、現在としてはマクロ的な手法を用いてやつておる。そして、一応あれ以上の手法はないと言われております。しかし、これはいろいろと今後検討を十分していき、こういうつもりで私もおりますし、いずれにしても、この計画の作成の問題は国民センターとは直接の関係がないわけでございます。

○横山フク君 関連です。それから、その私もよく言うことは、これはないと思ふのですが、一般の社会というのか、婦人社会の中では、経済企画庁はあつた数字をこねくり回して、学者の学問上で研究された結果ではあつたけれども、現実というものは学問のとおり必ずしもいくものじゃないのだ、それなのに、学問的な数字的な理論だけであつて、もう数字をもつてあつていふ役所じゃないかというふうな極端な言ひ方もするわけでございます。それで、国民生活研究所をセンターにさせるという形からそれにかみ合せてきまして、そうしていろいろと言われているし、私が委員長だといふので、陳情の形でいろいろと言つてきたのだと私は思つてございまして、それがからんでないならばけっこうである。センターはセンターとして一般的にあると思ひますが、同時に、国民生活がどういふ形にあるかといふたような形の研究もしていかなければならぬだろうし、それを積み上げた後にほんとうの社会の発展計画といふものがあるものであつて、学者の理論だけに固まるという形でもいかぬだろうし、そういう点は長官においてよくあはれいながら、将来の機構の面や陣容面なんかのほうにもお考えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) いまの御趣旨は私も非常に注意をしなければならぬ点であると思ひます。ひとつ今後、計画の作成等につきましても十分注意をしたいと思います。

〔理事林田修紀夫君退席、委員長着席〕

○竹田四郎君 いま御所の御説明を私何つたわけですが、今度のセンターというのは、各省からの情報がおもな収集の材料になる、こういうふうにかつてみまうと、どうも、いま言つたように、だんだんと基礎的な部門といふのはおそろしくこれからはずされていってしまうであらう。浅野さんが次のセンターの所長——理事長ということですか、ということでもまた再任されるだろうと私たちは期待しておりますけれども、そのときに、一年

一年と基礎的な部門というのは、おそらくはすぐされていくのではないだろうかということを私は最も懸念するわけであります。その問題はまたこの次に、こまかくお聞きすることにいたしまして、もう一つ、私は、どうも今度のこのセンターというのは、これは企画庁だけだとは思いませんけれども、政府の高級幹部の将来の天下りの一つの島になるのじゃないか、こういう感じを私は非常に強く持っているわけであります。おそらく、これに関係ある各省から、そろそろ定年になるという方々がこへ天下っていつて、このセンターを運営していくという姿が、まあほかでも出ておりますから、これから出ていくと思ひます。そういう形になってくると、このセンターのほんとうの役割りというのは実はなくなつてしまふ。相変わらず各省のなわ張りがある中で持ち込まれるということであつて、実際の仕事というものが進んでいかないうちになつてしまふやうなことになるわけであります。私は、あくまでもこれは国民のものであらうと思ひます。そういう意味では、退職した高級官僚の天下りの隠居場所にしてもらつては困る。むしろ、個々の役員というよりな方には国民から人を選んで、適切な人が、実際にそうした面に深い経験を持ち、実際に消費者運動、あるいは消費者保護という立場で仕事のできるやうな人が、このセンターにはすわつてもらわなくちゃいけないと思ひます。いまの形で各省から来た人たちが全部するということになれば、いまの縦割りの消費者行政というものがそのままの中に入つてしまふと私は思ひます。この際、ここは天下りの場所にしては、こゝういふふうにはつきり私は明言をしておいていただきたいと思ひますが、いかがでしょう。

○国務大臣(佐藤一郎君) 私も、竹田さんの御質問を伺つて、非常に各省のなわ張りというところを強く御心配なさつて言つておられますので、実は予想外に感じたのですが、実は、この構想というのは、私の前任者である菅野さんの、単

なる研究所でなくして、企画庁というものはもつと実際のとの関連を強めたほうがいい、こゝういふ構想から出てきています。いわゆる役人筋から出たものではございません。そこで、むしろ、今日とかく縦割りの行政というものが行なわれがちであるだけに、こゝうした一つのところにいろいろな者が集まつて、また各省の関係の者との連絡ということもさういふものを通じて行なう、こゝういふことがかえつて必要なんじゃないかというふうに実は私は感じてゐるのです。役所そのものが統合しなくても、こゝういふ窓口みたいなもので、現場でもつて、国民生活センターというやうなところでもつて、各省のいろいろな問題をあわせてお聞きし、さうしてそれをあわせて検討し、あわせてお答えする。こゝういふことで、現在の縦割りの行政の補正しなげな面を、たとへば一部であつても、補正する一つの場になる、こゝういふやうな気持ちで私はむしろ持つておきます。また、さういふふうな運営されなければならぬ、さういふふうなふうな思つておきます。そしてまた、さういふ発想の経緯がありますから、もちろん最初から天下りの場にするとか、なんとかいふことでできたものでもございせん。まあ何といたしまして、私も、これが生まれる以上は、うまく運営されること、これが一番の私の願いであるばかりでなく、皆さまと御一緒に実は心配をしております。何とかうまくやつてもらわなくやいかぬ、こゝういふ気持ちで深く持つておきます。さういふ意味においては、会長、理事長というところの人選、特に会長の人選には私も頭を痛めております。そして、その会長というのは、学殖も豊かであり、経験も豊かであり、視野の広い方をできるだけお願いしなげなう、そして、その会長に人選をお願いする、まああまり役所がこれ言わないで、その会長のもとにその設立の趣旨が貫徹できるやうな運営が行なわれるやうに、いろいろな点でもつて会長におまかせしなげなう、こゝういふふうには私は考えております。さういふ意味で、新会長のものと今後人選が行なわれることにならうと

思ひます。われわれとしまして、これは別に天下りの場に考へるというところは一切排したいと思ひます。実際問題として、たとえば、特に関係の深い省というものの連絡、さういふやうなことも考へて、もし適任者があればそれは役人の中から選考される、こゝういふことは十分あり得ることでありますけれども、決していまそれ特定して考へておるつもりはございません。新しい会長にできるだけのその選任というものを自由にやつていただく、この趣旨に沿つてやつていただく、こゝういふふうな思ひます。

○竹田四郎君 長官はさういふふうにおつしやつておられるわけでありすが、それらの面を見てきますと、やはり各省の關係といふものは非常に強そうに思ひます。たとえば、運営協議会の委員は三十名以内で組織すると、こゝう書いてあるわけですが、関係行政機関の職員といふのがこの中に入るといふ話でございせん。十五名か十六名入る。さういふと、三十名以内の中で十五、六名入るといふことになりすが、現実にその運営協議会の大半といふものは、それは各行政機関によつて運営されるということで、運営協議会も各省の出店的なものになつていく可能性が、ある。

それからもう一つ、今度はこの法案で変わつてきたことは、いままでの出資金、こゝうしたものは返すと書いてある。百四十万円ですが、全部で、これは返されるということである。いままでの主婦連とか、消費者団体も、すべて出資金が、金額はわずかでありますが、これがなくなるわけでありすが、出資金がなくなれば、当然そこに発言権もなくする。はたして運営協議会の委員に、さうした消費者団体からどれだけ入れられるか、これも、お役人で半分は占められるということになれば、あとは地方の行政機関の長のうちから何名か出さなければならぬ。あるいはその他の一般的な学識経験者といふやうなものもこれは出さなければならぬ。さうなつてまいりますと、実際

上一番関係の深い消費者団体といふやうなものがこの中に入つていく余地といふものは、もうほんとうにこゝわすかしなない。こゝういふ感じが私はいたすわけでありすが、さういふことですと、このセンターといふものは、国民全般からのいろいろな不平不満を聞いて、その相談に乗り、あるいは情報を提供することでありすが、私は国民の不平不満がこれからますます集中的に集まつてくるやうな気がいたしますけれども、それをこの国民生活センターといふので乱反射してしまつて、各省にはあまり強い不平不満や要求がなくなつてくる。一つの緩衝地帯にこれがなつてしまふやうな、さういふ心配が非常に強いわけですが、さうした不平不満といふものをほんとうに解決してやる道案内の役割りになればいいのですけれども、さういふ心配が非常に強いわけですが、さういふ点で、一体、なぜ運営協議会に役所の各省の出先をそんなにこの中に入れなくやならぬか。あるいは、あえて百四十万ばかりの出資金をこゝうしても返さなければならぬのか。私は、消費者の意見をこの中に入れずには、はねのけてしまふやうなことを、むしろねらつてゐるの、さういふやうなことを、むしろねらつてゐるの、その辺を解明していただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) どうも、この国民生活センター、何か趣旨そのものについて疑問をお持ちになつてゐるやうであります。私は実は、過去の経緯はともかくといたしまして、これからやつてまいりますのに、各省の弁護役に立とうと、さういふ気は一切ございせん。むしろ、乱反射といふおこぼれがございせん。むしろ、これでもつて各省への注文が減るくらいにこれが活用されるならば、これは望外のことだと思ひますが、むしろその逆で、なかなかさういふやうな状況であります。いづれにいたしまして、窓口でもつて承つたものを、農林省なら農林省、厚生省なら厚生省に伝える、さうしてこれが着実に

行なわれるように、われわれの注文が行なわれるように、そういう意味から言えば、私はやはり役所の人が運営協議会に参加しているということには、むしろ、こちらからしてそうしたところにパイプをつないで、そうしてわれわれの考えているところが実現されるように、そういうふうに動くようにという意味でもって、もし参加していただくときには参加していただくつもりであります。それが、そこでもってその役所の弁護をするとか、あるいはその役所のために働くとか、そういうふうなことであるならば、われわれは協議会の委員なんかになってもらう必要はないわけでありまして、これはひとえに、これからの運営の問題でありますから、ある意味で御信頼をいただくかなければいけないのでありますけれども、もしそういうような人がおったり、そういうふうな動き方をすることであるれば、私は、むしろそういう者を排除していくべきであると、こう考えております。役所の人々も、連絡のパイプということで、大事な関係の多い役所の人たちに来てもらうかもしれないが、どのくらい入るかというようなことは、まだ具体的には詰めておるわけではございません。そうした、仕事が円滑に行くようにという配慮でもって入ってもらうとすれば入っていただく、こういうことでございます。

それから出資の問題ですが、いま私も伺いました、消費者団体からの出資も相当あるという話でありましたが、その方面からあるのは主婦連だけなんです。むしろ大部分が、財界、経済団体の出資なんです。それで、今後われわれが活動する上において、そうしたところの出資をいただくということは必要ないと、こういう判断で、むしろ出資を断わる、こういう趣旨に出ているようであります。でございますから、そうした点は、今後われわれも、しかし御心配の点がわからぬでもありませんから、できるだけ運用において御指摘のようなことのないように、ひとつ考えてまいりたい、こう思っております。

○竹田四郎君 このセンターと消費者の運動とい

うものとの関連というものを私は考えてみなければいけないと思います。いまでも、何か非常に統一的で総合的な案内所だというような感じをお話しになったわけであります。先ほどの話を聞いておりましたが、たとえばアイスクリームに目方が書いてないと、聞いてみれば、それは私のほうの管轄じゃございません、こういう状態ですね。国民が生活センターに相談に行つた、いろいろなアイスクリームの苦情を述べた、それで、これについて聞こうと思つたら、今度は、それは向こうに行つてくれと、おそらくもつといういろいろな疑問が出てくるでしょう。あるいは、それはそっちの役所に行つてくれ——おそらく、五十六名なり百六十一名程度の職員では、私はそんなものこたえ切れない。そうなつてくると、結局、不満を持つてきた国民団体、それをたらい回しにして疲れ果てさせてしまふというような結果に陥らなければいいが、これが一番心配です。そういう意味で、私は、どうもこの機関は、へたをすれば、国民の要求、不満を乱反射してしまふ、こういう感じを深くしたのです。この点は私だけの心配では実はなからうと思います。その点を一つちよつとつけ加えておきたいと思っています。

セクターと消費者運動との關係を一体どう見られるのか、私、外國の消費者運動のいろいろな文獻も見せてもらいました。外國の消費者運動というのは、大體政府が中心になってやっている消費者運動というのは比較的少ない。そのセクター的なものというようなものも少ない。英國あたりにいたしましても、政府は金を出すけれども口は出すなということ、なるほど補助金だけは出すけれども、實際上その運営というようなものには口を出さない。そういうことが、いま世界の消費者運動、消費者運動と政府機關の所管面というものの私は大體常識になっているように聞いている。ところが、おそらくこれは特殊法人でありましょうし、直接の政府の機關というわけではないと思います。間接的な政府の機關ではあります。しかし、これはやはり消費者運動との関連という

ものが一番強く出てくるだろう。そういう意味においては、先ほどの運営協議会の委員がまだ人勢がわからない、きめてないというお話でございますけれども、しかし、大体半分くらいは入るといふふうに私どもは聞いております。そうしてみますと、この国民生活センターというものと消費者運動というものをむしろ切り離していく、そういう性格のほうがどうも強いんじゃないか、こういふふうに私には思えてならないわけです。大臣は、国民生活センターと消費者運動というものの関係を一体どう御理解になっておるか。まあ私の理解は先ほど申し上げましたが、長官はどのように御理解になっていらっしゃるか、御説明いただきたいと思います。

○国務大臣(佐藤 一郎君) まあ、一番最初の問題は、先ほどもお答えしましたように、むしろ各省各省ばらばらである、そこでもって、たまの投げ合いが行なわれるということになりかねない。まあ私どものところで受けて、これはどこのものかというところではつきりすれば、それだけ問題の解決にもかえって役に立つと、こういう意味で、こういう各省に片寄らない窓口というものがかえって必要なんじゃないか、こういう気持ちでおりますから、また運営もそういうふうによつてまいりたい。結局、どこに行つたんだかわからぬというようなことのないように今後も運営をしていかなきゃならぬ、こう思つております。

それから、消費者運動は、まさしく御指摘のよう
に、これは政府みずからが手を染めるというも
のでは私はないと思います。やはり、民間の自主
的な、自発的な活動にまたなければならぬ、そう
いうふうにも私も感じます。ただ、残念なことに、
今日そうした各種の消費者運動のための諸団体が
ございますけれども、しかし、必ずしも情報を的
確に、しかも豊富に入手するという機会に私は恵
まれていないと思うのであります。そういう意味
で、私どもといったしましては、できるだけこの情
報、資料というものを整備いたしましたして、そうし
てこれをそれらの団体にも十分活用していただ

く、それらの団体に提供する機会を持つ、このこととは私はむしろプラスになるのじゃないだろうか。それからまた、消費者団体が行なわれるところのいろいろな講習会とか、その他の啓発的な機能を営んでいるところがありますが、そうしたところが、率直に言いまして、今日場所に非常に困っておるようであります。そうしたときに、たとえわずかではありますがそれでも、その場所の提供等をわれわれがもし行なうということになりますれば、多少の便宜をおはからいすることができ。こういふようなことで、まあ消費者運動そのものはあくまで自主的なものであり、われわれとしては、そのいわゆる情報その他について側面的に便宜を提供する、こういふような形にならうかと、こういうふうに思っております。

○竹田四郎君 私、くだいようなんですがね。もう一つ、この点を説明していただければ、私のたいへん疑い深い心も若干取れてくるのじゃないかうかと思うのでありますが、いままでも国民生活研究所に対しては補助金という名目で出ておりましたね。今度は交付金という名目にするそうなんです。私、交付金と補助金という名目というのはあまりよくわからないのですが、どうして、いままでは補助金であつて、今度は交付金という名目にお交えになるのか、どうもその辺にも、このセンターの自主性ということよりも、むしろ企画庁の下請機關、あるいは政府の下請機關というふうなおいが私には強く感じられてならないわけです。たいへん疑い深くて申しわけないのですけれども、この点でも説明していただかなければ、どうもほんとうの自主的な機關にはなっていないのじゃないか。なぜ補助金という名目を今度は交付金に変えたのか。

○国務大臣(佐藤一郎君) この財源の調達の問題なんです。が、補助金という場合には、むしろ、その団体が別に主たる財源を持っておりまして、そうしてそれに対してその一部を補助する、こういうのが普通のたてまえになっておるわけであります。それで今般は、この団体はそれ自体として、

十四年以來の國民生活研究所というものの歴史をいろいろ考えてみたときに、はたしてこれで獨特の活動ができるものかどうか、どうしても役所に包まれてしまつて、自分の言いたいことも言えない、あるいは公開の原則というものが實際にあるのかないのか、いろんなことについてお役所がその上に来てそのいろんな研究をある程度ほごにしてしまふのではないかという、そういう心配も實はあるわけです。ですから、私が言うように、實際に研究所は、こういう税金を納める國民のために役立つとすれば、一億円の税金がこう成果をあげましたというものをやつぱり出していただいて、なおそれを二億円にし、また国からも必要なものを出して運営をしていくべきだと思ふんですよ。その基本的な筋金が一本はつきりしないのですね。だからして、いろんな疑義が持たれるわけですから、これは長官、何といったつて、特殊

○鈴木強君 それから、研究所のさつきの資料、出してください。

○参考人（浅野義光君） 御期待に沿えるかどうか知りませんが、国民生活研究所事業活動の概況というのを一応つくっておりますので、それでよろしければ。

○鈴木強君 それからもう一つ資料をほしいんですけれども、いま竹田委員の質問の中にあつた職員待遇問題ですけれども、現在職員の数は何名いらつしやるか、それから給与は、基準内外に分けて、平均何ほになつておるか、これを一つほしい。

それからもう一つは、宿舍等ほどの程度提供されておるか、これだけをひとつ資料として出してもらいたいと思います。これはよろしいでしょう。

○国務大臣（佐藤一郎君） 資料、お出しします。

○國務大臣(佐藤一郎君) まあ、この卸物価と消費者物価は御存じのように違ひまして、たとへば非鉄金属なんか、上がり下がり非常に激しいんです。しかも、これはなかなかウエートの高いものでございます。そういうふうなことで、一時非鉄金属は非常に下がったんですが、ストライキがあつて、いまだストライキがありますが、まあこれがストライキが終わつてどういうふうになるか、ここらのところは実は相当激しく動くと思ひます。そういうふうなことで、なかなか予測の困難なものがあります。まあ、最近におけるあれは海外の異常高という影響が非常に強うございます。そこで、それにはいろいろと臨時的な要素も多い。まあ各国ともいわけゆる景気の鎮静策をいまい生懸命とつておるところであります。こういうふうなことで、海外の経済状況というものが年度の進むに従つてどういうふうになつてまいりますか、卸売り物価の場合にしても、たとへ現下二・五%でありまして、下がることも十分あります

からの提言もあるという中で、そういうふうな方向に進んだということは、ほんとうに私は嬉しいことであつて、率直にお礼を申し上げます。ほんとうは、社会党がもう少し強かつたら、佐藤内閣はこの物価だけで倒れているわけだが、社会党がちよつと弱いもので、国民に申しわけないのだが、そのくらい私は重要な問題だと受けとめなければだめだと思ひのです。

せつかく二十二日に皆さんがお集まりになつて、いまここにいただきましただけども、いろいろきめられたのだが、たとえば、国内消費の二割までの輸入を促進するとか、ケネディラウンドの関税引き下げの時期を早めるとか、ノリの流通機構を改革し、効果がなければ輸入を自由化するとか、あるいは野菜の卸売り市場の改革及び産地と消費者の直結をはかるなどの基本的対策をきめ、今後これを具体化していくというようなことをき

められてゐるわけです。まあこの④の生産地と消費者を直結するなんというところは、これは非常にけつこうなことで、何回も流通機構の改革で言われておきますけれども、なかなかできないことですけれども、これは一つの試みとして、たいへん重要なポイントだと私は見てゐる。ところが、どうですか。こういうものをきめまして、すでに二〇までの輸入促進については、農林省のほうでは何だかもう言ひ出して、反対であるような反対でないようなことを言ひ出してきてゐる。それからケネディラウンドの関税引き下げにしてみたら、これは、四十六年一月、四十七年一月と、二回まだ残つてゐるのを繰り上げよう、こういうことだから、いま申し上げた国内消費の二〇までの輸入促進とか、ノリの流通機構、野菜の卸売り市場の改革、産地と消費者の直結——産地と消費者の直結は、これは私は、そうなれば中間がなくなるわけですから、一つの大きな魅力を持つてゐるわけですね。こういうものを一体あなたが一生懸命やっても、もうそれにけちをつけるような動きがあるわけですね。それからもう一つしやくにさつたのは、ことばがちよつと悪いのですけれども、中山委員長が提言したことについて、行政介入の問題については、何かまた、これは行政監視委員会が、そんなことは影響ないということと言ひ出した。こういうふうには、せつかくやろうとしても、それがあつちからこつちから文句がつく、足を引っ張るようなことでは、これはだめです。ですから、その辺は長官が相当決意をして、総理と相提携をして、総理の最高職権ぐらゐでやるような気持ちでないと、せつかくやろうとするものが給にかいた餅になるような気がしますけれども、その辺は、私は具体的な内容はきょうは時間がないから聞かれませんけれども、ひとつ長官としても、決意だけはこゝろ何とておきたい。どういふふうにかこれからやつていこうとするのか、大まかなスケジュールを含めて、明らかにしたい。

○国務大臣(佐藤一郎君) 新聞等に、各省の言分といひますか、議論も少し紹介されてゐるようですけれども、これは、事務当局がその一存で話したことがあるいは伝つたのだと思ひます。これにつきましても、農林大臣もこれをやる、こゝろに決意したもので言つておるわけですから、こゝろで決定いたしましたことはこれを實現するよう、今度閣僚協議会をまた開きまして、具体的にそのいふ点を確認しなければいけない、こゝろ思つておられます。

もちろん、いま御指摘のように、ケネディラウンドにつきましても、四十七年の分の繰り上げなんかは、この次の国会に法律案を出さなければならぬから、それまで待たなければならぬものもございませう。

それから卸売り市場の改革等につきましては、これは先ほど神戸のお話が出ていましたけれども、實際は、その経営者であるところの地方団体とよく密接に呼吸を合わせて国がやつていく、こゝろいふものもございませう。しかし、とにかくこゝろした方向をきめましてから、できるだけこゝろしたことを實現するよう、万難を排して各方面を説得する、そゝろしてこの方向に沿つてやつていくように、これは閣僚協議会できまつたことでありますから、私はぜひともこの方向で實現するものというふうには考へておられます、また、そういうふうには努力しなければいけぬ、こゝろいふふうには考へておられます。

○鈴木強君 いつ、この次やるのですか。

○国務大臣(佐藤一郎君) 今度は、五月の末ごろにこれをまたやろうと思つてゐます。それからさらに、今後またいろいろと、ほかの対策も、追加するものは対策として追加していきたい、こゝろいふふうには考へます。

○鈴木強君 私は、毎年皆さんのほうから出してあります国民生活白書というのをずっと読ましてもらつてゐるのです。こゝろいふものの中にも何回か同じようなことが、繰り返し繰り返し言われてゐるのです。ところが、それがさつぱり効果をあらわしてないですね。そゝろして結局、もとの木阿弥で、イタチごつこになつてしまふ。だからどこかで区切りをつけて、どこかでだれかがほんとうにカーブを切ることをやらなければだめです、いまの行政組織の中では、同じことを毎年毎年繰り返しておるわけでありまして、こゝろいふ意味において、私は、国民生活センターという法案についても非常に問題があるような気がしてならないのです。

そこで、さつき竹田君からもちよつと質問がありました、中途はんばになつてゐるようですけれども、私は、汚染牛乳の問題について、もう少しはつきりさせておきたいのです。

それは、私は朝日新聞を、ちよつと二、三日前のを讀んでみたのですけれども、非常に過去の経過についてよく書いてありました。これは私は間違ひないだらうと思ひますけれども、念のために確認したい点が二、三あるのです。

四十一年に、高知県の衛生研究所の上田技官が、牛乳中にBHCなど有機塩素系農薬が含まれてゐる、このことを突きとめた、検査の結果、そゝろして、厚生省に對して、國として全国的に牛乳中の農薬の調査をすべきだといふふうには要望した。しかし、厚生省は、あまりこれに對しては関心を示さなかつた。そゝろしておる間にBHCが全国の田畑に大量にまがれてしまつて、環境が汚染され、そゝろして結果がどんどん進んでいつてしまふ。そゝろして稲わらなどの飼料を通じて乳牛の体内にBHCが入つて、牛乳の中に入つてきた。——これは間違ひないですね、さつきから聞いておつて。そこで、去年の初めにスウェーデンでDDT禁止の方針が明らかになつた。そして各国が相次いで有機塩素系農薬の規制をやりました。そこで、おそまきながら、昨年の夏に厚生省はやつと腰を上げた。そゝろして、大阪、愛知、高知など六府県の衛生研究所に、牛乳、バター、チーズ、卵、肉などの脂肪性食品にどのくらいBHCが含まれてゐるか調査させ、その結果、牛乳中にはWHCの許容量を大幅に上回るBHCを検出した。——

これは一体、現在WHCの許容量が幾らであるか、その、検査の結果大幅に上回つてゐるといふ、BHCの検出はどの程度のものか、これをひとつ明らかにしてもらいたい。

そこで、新聞の記事を私は拝借してゐるのですけれども、驚いて国立衛生試験所でも検査したところ、地方衛生研究所の検査を裏づけるような高濃度のBHCが含まれてゐることがわかつてきた。そこで、厚生省は、この事実を國民に知らせることをおそれて、このことについては「秘」扱いにした。それで、上田技官には、学会で講演したり雑誌に公表することをやめてほしいと、その他の関係者にも口どめをした。その上で、昨年の秋に、極秘に農薬メーカーに働きかけて、国内向けBHCの生産を自主的に中止させたが、使用禁止といふことには踏み切らなかつた。——これは農林省のほうからもひとつ聞きたいと思ひますから……。

そゝろして、できるだけ隠してゐたんですが、牛乳のBHC汚染のデータが昨年十二月に新聞にスクープされた。それで厚生省はたいへんあわてて、だじょうぶだといふふうには、また聞きなおつて安全宣言のようなことをやつた。當時、斎藤厚生大臣とか農林大臣が閣議でわざわざ、健康に有害ではないといふような発言をし、牛乳が売れなくなると業界から泣きつかれた農林省の申し出でもつて、厚生省は、昨年の暮れに全國の都道府県に、健康上有害と考へられぬといふ、神林乳肉衛生課長と小島食品化学課長の連名でもつて私信を出してゐる。——これは、調べて内容を見せてもらいたい。

これについて、厚生省のほうはこゝろ言つてゐる。そゝろだ。日本人が飲む牛乳の量は少ないので汚染牛乳を飲んでもBHCの一日摂取許容量をこえないといふものだから、心配ないと、こゝろ言つてゐる。しかし、日本人が一日に食べるのは牛乳だけじゃないですよ。野菜もある。したがつて、一体総合的に一日摂取する量の中にBHCといふのは

どれだけ入っているのか。ただ牛乳だけを考へてはこれは困る。

それから、二十一日に出した、あとから聞きますけれども、残留農薬部会と乳肉水産食品部会の合同部会の意見の中に、子供は牛乳を一つの食糧としてとっているわけですね。だからして、非常に心配だということも書いてある。これは二十一日に出したやつですけれどもね。乳幼児とか病人は主食である、最も重要な食品である、この安全性についていささかの不安があつてはならないものであり、農薬その他の異物の存在を容易に容認し得ないものである——これは二十一日にやつた部会が出している。こういうふうな過去のいきさつがあるわけです。

それです。また新聞を見ますと、農林大臣は、消費者はこの牛乳の汚染問題について、この問題について特に心配されないようお願いするという談話を二十二日に発表している。一方、厚生省では、いま直ちに危険であるとは考えられないが、このままの状態が長く続くと保健上支障を来すおそれがあると言っている。われわれしろうとがこういう問題をとやかく言う筋合ひじゃないと、こう思うのです。やっぱり科学的なデータに基づいて實際健康に支障があるとするならば、早いうちに使用禁止するとか、何かの行政措置をとらなければいけないのであつて、いままでそうじゃないです。過去にも例があつた。からだに害があつてから、びっくりして、禁止する。佐藤内閣の人間尊重という、そういう考え方からいっても、専門家が集まつて研究した結果、かなりのデータが出ておるんだから、いまだ農林大臣が心配ないというふうなことを言ひ、一方では、長く飲まなきゃだいたいよぶだといふような、あぶないんだかあぶないんだかわからない——厚生省のほうも、かなり配慮してものを言っているわけだけれども、残留農薬と食品の合同部会では、こういうことでは實際安心して牛乳を飲めない、いいかげんなことでは見のがすわけにいかぬと……。いま私が尋ねたことはどうですか。ひとつそれだけ

関係の局長から答えてください。

○政府委員(金光克己君) 最初に、高知県衛生研究所の上田技官が昭和四十一年に厚生省に牛乳等の残留農薬の調査をするように要望したということでございますが、これは、厚生省が要望を受けたという事実は、私その当時いまして、調べましたが、承知いたしておりました。それから、国立衛生試験所等でも、そういう話は別に聞いていないのでございます。

それで、上田技官から厚生省のほうに話があつたのは、これは国立衛生試験所のほうに話があつたわけでございますが、これは昨年の夏でございまして、昨年の夏に、かねがね上田さんは残留農薬の研究をしておられまして、それについて、牛乳の中に残留BHCがかなり多い数値が出たということとで相談がありまして、そこから問題が実は発したわけでございます。それと同時に、その当時、外国におきまして、御承知のように、先ほど御説明ございましたように、DDTの問題につきましても問題が提起されまして、DDTの散布について制限を行なう必要があるというふうなことが提起された。それとあわせまして、昨年の七月に、国立衛生試験所を中心に、各県の——最後には八つの府県の御協力をいただいたわけでございますが、各都道府県の御協力をいただいた、調査研究班をつくりまして調査を始めた。こういう経緯でございます。実際に調査にかかったのは十一月でございます。十一月から実際に調査に入つたわけでございます。

そういう経過をとつてまいつておりまして、途中におきまして、中間的な資料も新聞に出るというふうなことで、厚生省としましてまたこの研究班の中間的な資料を発表いたしました。この資料はまだ固まつた資料ではないけれども、中間的にはこういう傾向だということを発表したわけでございます。と同時に、農林省に対しまして、これはやはり農薬BHCの残留量かなり多い傾向が見られる、したがつて、これに対する対策をすぐ講じてもらう必要があるということで申し入

れをしたというのが昨年の十二月のことでございます。そういうふうなことでまいつておりまして、先般、一応、一月、二月の資料がまとまつた、また、一部におきましては三月の資料もまとまつたというところで、その結果を食品衛生調査会におはかりして御意見を聴取した、こういう経過でございます。

その間におきまして、上田技官が講演をするのを口どめしたとかいふお話がございましたが、決してさういふことは厚生省といたしましてはいたしておりません。それから、もちろん、これは調査研究班を国立衛生試験所を中心に編成いたしました調査を始めたのでございまして、あくまでこれは——あくまでいいますか、隠すとか何とかいふ問題じゃないわけでございます。やはり調査研究でございまして、この検査というものは、かなりいろいろと技術的にも誤差の出やすい問題でございます。そういう意味で、やはり発表といふものは調査班として発表すべきものだ、こういう考え方は持つておつたものでございまして、それが逆に、そのために何か隠しておるのじゃないかというふうな誤解を招いたことが、あるいはあつたか——具体的な事実は私承知いたしません、があつたかと思ひます。そういうふうなことでございまして、その点は御了解いただきたいと思ひます。

それから安全性の問題でございますが、この安全性が、ややもすると、また誤解を招いておるのでございまして、WHO、FAOで、いわゆる實際残存量といふものを提示しておるわけでございます。これは現在決定的ではございせんが、一応案として提示されておりますが、それが、これはガンマBHCにつきましてもあらわれておりまして、〇・〇〇四PPMとか〇・〇〇八PPMといふ数値でございますが、これは現在〇・〇〇八PPMといふように訂正されて一応の案になつておりますが、これは實際にガンマBHCが實際どの程度の残存量におるかという實際をあらわす数値でございます。したがつて、これ

は安全許容量だとか許容限度だ、そういう意味ではないわけでございます。それで、WHOとFAOでございますが、安全許容量といたしましては体重一キログラムにつきまして〇・〇一二五ミリグラムを一日の摂取許容量にしてゐるときめてゐるわけでございます。これは、ガンマBHCについてきめてゐるわけでございます。それで、今度の調査で、牛乳の中に残存しているのはガンマBHCもございまして、ベータBHCといふのが多いのでございまして、それで、ベータBHCはガンマよりか脂肪の中に蓄積率が高いということでございます。で、今回の牛乳の中にベータBHCが残存しているということでございますが、そういうことで、現在ベータBHCにつきましても国際的には安全許容量といふものが定められていないわけでございます。そこで、専門家の間では、ガンマBHCの安全許容量と、それからベータBHCとガンマBHCの毒性の関連といふものを考慮いたしまして、現在の量でどうであるかというのを判断してゐるわけでございます。

それからもう一つは、先ほど申し上げましたが、国立衛生試験所でサルの実験をいたしておりますが、三カ月間サルの実験をいたしまして、その結果から、現在出ております数値の一番高い数値をとつて比較いたしましたけれども大体に安全である、いまの段階では安全であるということはいふ得ると思ひます。ただ、この問題が……

○鈴木強君 質問したことに答えてください。

○政府委員(金光克己君) それで、おとなとか子供とかという問題でございまして、これは、一番高い数値をとつた場合、もちろん子供を含めて考えまして、長くこれが存続しない限りは心配はないと、こういうふうなことを考へております。そういうことでございまして、しかしながら、当然牛乳の中のそういった残留農薬といったようなものは減少を早急にしなければならぬ性格のものでございまして、対策としては強力な対策を進めていくべきだと考へております。

○委員長(横山フク君) 金光局長、一日の許容量をおっしゃったけれども、一年間を通じての許容量というものがあつたんじゃないですか。それが無いという、長い間のつながりがつかぬと思うのです。

○政府委員(金光克己君) 舌足らずの説明を申し上げて申しわけございません。

一日の許容量でございますが、この一日の許容量というのは、動物実験で、動物が一生食べても安全だという安全量を出しております。それに百分の一の安全量を掛けて、こういう性格のものでございます。それが大体一日の安全許容量といふことでございますので、かなりの安全量を掛けてある。それを人間に換算してあるといふことでございます。

○鈴木強君 ポイントに一つも答えないんだね。よいけなことはかり言つて。

WHOの許容量はわかりました。○・○一二五ミリグラムということが、一日。私が聞いてゐるのは、大阪、高知、愛知、そのほか八県の衛生研究所で、牛乳、バター、チーズ、卵、肉などの脂肪性食品中にどのくらいの有機塩素剤が含まれてゐるかという調査をなすつた。その調査の結果、WHOの許容量を大幅に上回つてゐる。これはここに書いてある。それが幾らか。ベータ、アルファとかガンマとか言つてみたつてわからな。○・○一二五ミリグラムとか、○・○何グラムとかいふことを言つてくれなければ私にはわからない。

それからもう一つ。神林乳肉衛生課長と小島食品化学課長が連名で私信を出したことに付いてどうかといふことを聞いてゐるわけだ。そういう大事な、聞いたことに答へなければだめですよ。○政府委員(金光克己君) ○・○一二五ミリグラムといふことに對する比較でございますが、これはガンマBHCでございますので、現在の牛乳の中にはベータBHCが多いわけでございます。これが問題になるわけでございます。そこで、このベータBHCの安全許容量といふものは國際的

には現在定められてないのでございますが、それを日本の——日本のいふと、国立衛生試験所等の専門家で換算いたしますと、まあ○・○五ミリ・パー・キログラム、このように考へております。これは實際上まだこれからの検討に待たなければならぬわけでございますが、一応の数値でございます。そういうことでございまして、これは一応の推計でございます。

これと比較するということになりますと、子供が——いわゆる乳幼児でございますが、一リットル飲みますと、これに對しましては約三十倍くらいになつてまゐるということになります。そして、三十倍といふことになりまして、非常に心配じゃないかといふことでございまして、いまの数値は、今度の調査の一番高い数値をとつての計算でございます。そういうことになりまして、ラットの試験——ラットといふのは非常にBHCに感受性が強いわけでございます。そこで、そういう問題等がございまして、サルの実験を行なつたわけでありまして、サルの実験を行なつた結果は……。

○委員長(横山フク君) ちょっと、発言中ですけれども、時間がないんだ。それで、サルのこと聞いてゐるんじゃないか。長崎の中にだけあつたかを聞いてゐるんだから、それだけ答えて、ほかのことをあまり言うに焦點がぼけて、あなたのほうはいがいがいいだらうけれども、聞いたことだけ簡単に言つてくだされ。サルはいい。

○政府委員(金光克己君) それでは、ただいま申しました調査した最高値といふのは長崎の数値をとつた計算でございます。その一番高い数値をとつた結果が、ただいま申し上げたやうな結果でございます。サルの実験によりまして人間と比較をいたしますと、長崎の一番高い量をとりましても大体安全許容量になる。かような考へ方でございます。

○鈴木強君 また聞いてゐることだけを答えない。私信のことですよ。

○政府委員(金光克己君) 私信につきましては、

これは内簡を出しております。ただいま御説明のとおりに出してございまして、これは、農林省におきましてとつておられる対策、とうとうとしております対策を全国に通知するということ、現段階、その段階における、もの考へ方といふものを各府県に通知した、こういうことでございまして。

○鈴木強君 それでは、あとでそれは資料で出してください。

○委員長(横山フク君) いいですか局長、資料を……。

○政府委員(金光克己君) あとで提出いたします。

○鈴木強君 時間が全く、委員長が言われるやうに、私も阿部先生に待つていただいてゐるから気が済まないんですよ。七時、八時までやるわけにはいかぬでしょうから。

そこで、委員長にお願いいたします。高知県の衛生研究所の上田技官が、さつき申し上げたやうに、BHCなど有機塩素系農薬が含まれてゐるという、ことを研究して厚生省に對し要望した。これは要望しないと言ひから、これはひとつ参考人として上田技官を呼んでください。これは理事会で、あとで検討してください。

○委員長(横山フク君) あとで……。

○鈴木強君 それからもう一つ。この問題は、われわれしつとでずから、論議が合ふ合ふない。これは少なくとも人命に關する重大な問題ですよ。それを、かりそめにも軽く扱うといふことがあつたら、これはたいへんですから、ですからして、国立衛生試験所の所長さんもぜひ来ていただいで、残留農薬部会と乳肉水産食品部会の合同部会でもとつた意見等も勘案いたしまして、一体現状はどうかといふことを、専門的な立場に立つての意見を私に伺いたいと思ふのです。そういういふふに、ひとつ委員長、取り計らつていただきますと思ふのです。

そこで、ここで一つ二つ、さらに伺つておきたいのは、少なくとも、環衛局長、二十一日に出さ

れた意見の中に、これは皆さんのほうからもらつた資料ですが、こう書いてある。「しかしながら、牛乳は他の一般食品と異なり、乳幼児および病人の主食であつて、最も重要な食品であり、その安全性についていささかの不安があつてはならないものであり、農薬その他の異物の存在を容易に容認し得ないものである。」。こういうことが一つですね。それからもう一つ大事なことは「今回の調査によつて判明した牛乳中のBHC量は諸外国におけるより全般的にはるかに高くBHCによる環境汚染がかなり進んでおり、このような牛乳中のBHC量の人体の健康に及ぼす影響については、いま直ちに危険であるとは考へがたいが、このままの状態が長期間続く場合は、保健上支障をきたすおそれがある。」。はつきりしてゐますね。「おそれがある。」。だから、少なくとも、だいいじょうぶだといふことではなく、おそれがある。そこで、その原因は、「牛乳中BHCの主な汚染源は飼料であることが判明しており、また、時期的に青草を飼料として得る時期も近いので、強力な対策の下に、遠からず汚染を低下せしめることが期待される。」。こういうふうに書いてあるわけだ。ですから、確かに冬の間に飼料に、われらを多く食べると思ふのです。これからは自然の青草を食べていくので、そういう面からいくと、この言われてゐることは正しいと思ふのですけれども、だから、少なくとも、その飼料のわらを食ふことは直ちにやめていただくといふやうな、そういう方法をやはり積極的にやらなければならぬ、それを受けてやつていただかなければならぬと思ふのです。だから、絶対に心配ないといふことじゃないですよ。危険性といふものはあるわけなんだから。それであれば、やはり人間のからだです。万が一のことがあつてはいけません。事前にその対策を立てるということはいふあたりまえのことでしょう。このことについて、もう少し厚生省としても、全然根拠がないわけじゃないから、こういう科学的な根拠があるわけ

だから、これに立つて強力に指導していただきたいと思うのです。農林省のほうも、その気でやっていたのだと思いますが、その点をひとつ伺いたいのです。

○政府委員(金光克己君) ただいま御説明がありましたが、厚生省としましては、この減少対策は強力に進めるべきだと考えております。やはり、この半年ぐらいいは、もう半分以下くらいには必ず下げてしまおうということが必要であらう、かように考えて、農林省にもお話ししておるわけでございます。

○政府委員(太田康二君) 先ほどの竹田先生の御質問にお答え申し上げるわけですが、厚生省から連絡を昨年の十二月に受けて、私のほうは、なぜ牛乳中にBHCが存在するかというこの汚染経路を調査いたしました結果、稲わらがどうも原因であるらしい、こういうことがわかりまして、これも先ほど申し上げたわけですが、一月二十八日に、畜産局、農政局、それぞれが、いま先生がまさに御指摘になりましたような、いろんな指導をしたわけでございます。指導だけでは実は十分でないということもございますので、われわれといたしましては、ブロック会議等も開きまして、繰り返し繰り返しこの趣旨の徹底をはかってまいっておるわけでございますが、確かに、今後におきましては、いまの調査会の意見にもございしますように、あいつた地帯におきましては、飼料作物とか、青草とか、牧草も出てくる時期でございますので、これが利用できる。これによりまして、かなり急速に下げ得るだろうというふうに考えておりますが、いざいざにいたしまして、厚生省で、あいつた調査会であいつた御決定をいただいております。いま直ちに危険ではないけれども、とにかく長期に使うと危険であるということが言われておるわけでございますから、至急この低下を見ますように、徹底的に繰り返し繰り返し指導に当たってまいりたい、かように考えております。

○鈴木強君 その点はぜひよろしく願ひし

す。私は少ししゃべり方がへたなものですから、たいへん失礼なことを言いますが、腹の中はそうではないのですから。ただ、願わくは、そういう危険だという空気があるなら、これを何とか、両省が一致協力して、不安がなくなるという方法をとってもらいたい。これがただ一つの願ひで私は言っているわけですが。

佐藤さん、いまお聞きになっていられるとおりで、やはりもう少し確かな行政指導というものをやっていた方がいいと、牛乳を飲ましているお母さんたちも、いまから非常に心配しているわけですよ。三合、五合、ときには一升ぐらい、育ち盛りになると、飲みます。そういう大量に飲んだときに、だいいじょうぶなのかというのをいつも不安に思っているわけですから、何とか、そういう人たちに向かって、これこれこうしているからだ、いじょうぶだ、こういう点は、もしだめなら注意してください、こういうことを適切に指導してやってください。これを、今度の国民生活センターで、そういうところまで実情情報を提供してやっていただくと、これはセンター万歳ということでも、みんな喜ぶと思うんですよ。両省の局長さんでも、きょうは大臣がいなくてもですから、農林大臣、厚生大臣が。大臣はあなただけですから、しかも、取り締まりの元だから、ひとつあなたからも聞いておきたい。

○国務大臣(佐藤一郎君) 食品衛生も含めて、消費者行政の立場から、私自身もこれには強い関心を持たざるを得ない、そういう意味で、両省からの御説明も聞きました。なおひとつ、これが実行が徹底いたしますように、われわれからもそれぞれお話し合いをしたい、こういうふうに思っております。

○鈴木強君 残念なことですけれども、ここまでは終わればいいのだが、もう一つあるんですね。

これは新聞に出ましたから、長官もお読みになったと思うのですが、農林省の方においていた

だいておりますから、農林省のほうから聞きたいのですが、実は、島原で、BHCをヘリコプターで散布したんですね。有明町というところの町有林であります。約六十ヘクタールに、上空約百メートルから一時間にわたってBHC二・四トンをヘリコプターで散布したところ、七メートル前後の北風に吹かれて、約一キロ南の島原市磯石原一帯の放牧場と飼料畑約十五ヘクタール、野菜畑約五ヘクタールに流れおりました。そうして、その鉄本さんという方の乳牛十五頭をはじめ、放牧していた五十頭の乳牛を避難させなければならぬという状況が起きた。これはさつきも民社党の中沢さんから質問がありましたけれども、この鉄本さんの話を聞くと、事前に何の連絡もなかった、それで上からBHCがまかれて降ってきたわけですね。こういうのは時節柄どうなんですか、かね。牛乳汚染という問題もあるしするの、やるほうも、むとんちやくだと思ふんだな、農林省。だが、やったか知らぬけれども、やり方がまずいんですよ。事前に何かの連絡をすれば、それぞれ予防措置ができた。こういう事件もあるわけですから、せつかく、厚生省でもそういうふうな考え方、農林省でもそういう考え方、汚染についていろいろ対策を立てられているときに、こういうことをやるということは、どういう感覚なんですかね。われわれ国民にはわからない。まず、これは農林省の方、来ていると思ひますから、伺いたい。

○説明員(海法正昌君) ただいま御質問がございましたが、最初無風状態で散布したわけでございますが、その後若干風速が増しまして、上空と違ったものが出て、若干風が出てまいりました。この連絡の件、いろいろございしたけれども、実施市町村の連絡は十分いたしておいたようなわけでございまして、ただ隣接町村への連絡に遺憾な点があったというところでございます。そのために、飼料にBHCが散布されました度合いでございますけれども、それから見ますと、わずかながら飼料畑に飛

散した事故が発生した模様であります。なお、この点につきましては、事態をよく調査をいたしたいと思っております。

○鈴木強君 関係市町村に知らせたけれども、隣接に知らせなかったということなんですが、何メートルの風が吹いたらこのBHCはどっちへど

う舞っていかうことは、科学的にそれはわかるでせう、物理的に。だから、当時無風状態でした。そうじゃないでせう、七メートルでせう。途中で風が吹いてきたら、そういうことがわかっておれば、たとえば二メートルであった場合にはどこへ行くか、これはいかぬということなら、やるべきでせう。六メートルにならうが、七メートルにならうが、ところかまわずまいたらそういうことになったのでせう。だから、やり方に全く計画性がないですよ。科学的な世の中なんだから、もつとものごとを物理的、科学的に考えてくださいよ。そんな説明じゃ納得いきませんよ。なっていないせんよ。風があったことは、これは間違いないでせう。そんなことはいいですよ。

○説明員(海法正昌君) 新聞に七メートルということがございしますが、非常に注意しておりますが、先ほど申し上げましたように、ちょっと上空と違った方向だと。風速は、あとのほうで大体三ないし四メートルということであつたということでございます。いすれにしても、若干風があつたということがございまして、遺憾な事故であつたというふうに存じております。今後もお注意をしたいと思います。

○鈴木強君 私は十四、五年お役人さんの答弁を聞いていますけれども、自分のやったことに對して間違いないならば、それを正していこうという考え方がないんだな。人間だから私は間違いはあると思うんですよ。われわれがここで取り上げることは、そのあやまちを繰り返してほしくないから言ひわけです。だからして、実際に無風状態であればいいけれども、少なくとも違う方向に行つたというなら、なおおかしんじゃないで

すか。これは、ヘリコプターに乗って、そしてい
ま何ほ吹いておるか、風速の測定ができるわけ
で、機内において。そうでしょう。そうであれ
ば、もし反対に風が吹いてきたならば、やめるべ
きじゃないですか。そういうやり方について無計
画だよ。実際無とちやくですよ。そんなことを
やっておいて、少しばかりけがしたようなことを
言うのは、あなたけがしからぬですよ。もう少し、
悪い点は悪い点で反省し、われわれは何も責任だ
け追及しようというのじゃないのだから、ほんと
に国民に申しわけなかったなら、だから、これ
からは……指摘される点については、ほかの言
うことが間違っておったならば、あなたのほうで
言っておくべきだよ。あなたの言っている点が間
違っているんだから、あなたの間違っていること
を私は国民にわけて言っているんだから、そう
いうふうなことを取り入れてやるということにな
ければ話が合わないじゃないですか。そんな官僚
みたいな答弁は私は要らぬのだ、ほんとに言っ
て、もう少し責任というものを感して、悪いことは悪
いと、そして今後は直していくという、そういう
気持ちになつてもらえませんか。

○説明員(海法正昌君) いま先生のおっしゃいま
したこの問題につきましては、私も十分考
えていかなければならぬということを痛感してい
ておりますが、「森林病虫害等防除事業における
有機塩素系殺虫剤の使用について」ということ
実は通達を流しまして、地上メートル五〇、風
速三メートルというように指導はいたして
おるわけでございます。ただ、この場合におきま
してちょっと考えますと、風向が普通上部の方
向が下と違ったこともございまして、こういう面
にやはり今後の万全を期することを考えていかな
ければならぬと思います。先生のおっしゃいま
したとおり、私も、こういう面をさらに詰ま
まして、今後対処してまいりたい、決して軽く考
えておるものではないでございます。

○鈴木強君 はい、わかりました。一月末の通達
に違反しておるのだね。極端に言えば、そうい
うのは処罰をしなければならぬのだな、ほんとう
から言うと。しかし、これは実情をもっと調べない
とわかりませんから、よくひとつ現地の実情を調
べて、もう少し的確な資料を私にいただきたい。
その上で、もう一回これはお伺いいたします。
それから時間はもうないですか。

○委員長(横山フク君) はい、きょうは。
○鈴木強君 それではもう一つだけにして申しま
すが、さっきも最初にお伺いしましたが、野菜の
値段のことですけれども、まだやっぱり大根が高
くて、半分に切らなければ買えないという状態が
続いているわけですね。これは困ったものです
よ。冬野菜が異常乾燥でやられた、春野菜が寒気
でまた出荷がおくれてきている、いろいろな理由を
言っておるのですけれども、何とか、これ、もう
少し値下がりできないものですかね。最近の値動
き、これはどういふふうに見えておりますか。下が
らない原因はどこにあるのですか。

○説明員(小原聰君) ただいまの御質問にお答え
申し上げたいと思います。
農林省の統計調査部が調査をいたしております
東京神田市場の卸売り価格で見ますと、三月下旬
に比べて、四月上旬、中旬と、かなりの値下
がりをしております。消費者にたいへんに御迷惑
をおかけいたしましたタマネギの例で申します
と、三月下旬の卸売り価格でございしますが、一キ
ログラム当たり百二十二円といたしておりますが、
四月上旬は九十一円、四月中旬は六十
四円、今週に入りましてからの価格で申しま
すと、五十円を割るというふうになっており
まして、五十円というのはいまだ正常価格に近づ
いておるというふうに見えております。それから
パレイシヨについてでございますが、パレイシヨ
につきましては、国産のパレイシヨが出回りま
すのが五月になるわけでございますが、一部まだ
玉が小さいのですが、新ジャガが出回ってまい
ております。それで、価格の動きを申し上げます
と、三月下旬には一キログラム当たり百五十八円
ということでしたが、四月上旬には百二

十七円、中旬の価格は百円、最近では七十円とい
うところまで落ちてまいっております。大根も、
これ、切り身で大根を売っていることで、たいへ
ん消費者には御迷惑をおかけするような値上がり
になったわけでございますが、東京神田市場の千
葉の二年子大根で見ますと、三月上旬には百円以
上の値段でありましたものが、その後値下がり
をしまして、現在四十円というふうな形で値が下
がっております。
いま申しましたのは卸売り価格の値動きでござ
いしますが、小売り価格のほうにつきましては、価
格平均のものとして、四月上旬のものは、小
売平均のものとしましては、持っておりますが、
私も公表された数字としては持っておりますが、
私どもも公表されております標準小売り価格で申
しますと、たとえば、タマネギの場合ですが、四
月の一日には一キログラム当たり百四十四円とい
うのが、本日、東京神田市場の標準小売り値は六十五
円、六十五円と、現在の卸売り価格で仕入れた
ものを、十分採算をとって売れるというふうな価
格を東京神田市場のほうでは公表しております。大根に
ついて申しますと、四月一日ごろは八十二円、
百円以上あった日もありましたわけですが、
現在は一キログラム当たり四十二円といた
なっております。それからパレイシヨにつ
いては、まだ値下がりの程度が大きいわけではござ
いしますが、これも東京神田市場の標準小売り値で申しま
すと、四月の初めは二百円近い数字でございま
したが、二十四日――きょうの数字では百八円とい
うふうになっております。で、東京神田市場の標準小売り
値段のとおりに実際に小売りの店舗で売られてい
るかどうかににつきましては問題がございします。
卸売り価格が下がったのに多少おくられて小売り価
格が今後下がっていくというふうに見えてお
りますが、たいへん御迷惑をおかけしました野菜
の価格も、四月に入りまして、以上申しましたよ
うな足取りで下がり始めております。
○鈴木強君 課長、これはあなたの、何というの
かな、実態の調査というのは、東京都の小売り価
格だとか、または卸売り価格だとか、いろいろい

ま並べましたけれども、私はゆりべ、たとえば
キャベツが実際に幾らしているかと思つて、八百
屋に行つて調べてみました、あなたの方にも、
行つて実際に調べておきなさいと言つていたん
です。ところが、他人のふんどしで相撲をとるよ
うなことではなくて、もつと、あなたの方が実際に目
で見たらどうですか。現実はどうなつてい
るか、キャベツを見ますと、あなたのほうから
もらった資料だと、四月中旬、二十日、二十
一日、二十二日の平均が一キロ当たり四十九円だ。
行つてみると七十七円と売っている、小売りは
それと、二十八円の、日が一日ずれてい
るけれども、差がある。それからタマネギを見
ますと、卸売り価格が六十二円ですね、一キロ当
たり。ところが実際には百二十円、新が。古いやつ
は百五十三円とあります。新しいやつは皮をむ
くと無駄になるから安いんだろ。古いやつは百
五十三円とある。パレイシヨだつて八十七円だ
というから、行つてみれば百五十三円とある
よ。それからキュウリ百五十五円だといふのが、
行つてみますと二百円とある。こういうふう
に、小売り価格は全部卸売り価格から見ると高
いんですよ。じゃなぜ卸売り価格がそれだけ下
がっているのに小売り価格が下がらないのか。そ
ういふ流通面における実態調査をもう少しや
つてほしいんですよ。

○説明員(小原聰君) 私どものほうでも事例的に
は調べたものがございますけれども、それは代
表性の問題でいろいろ問題があるかと思つて、し
て、申し上げておらないわけでございます。それ
で、野菜につきましては、鮮度なり大きさでい
ろいろ値段に開きがあることは先生十分御承知だ
と思ひますけれども、きょうも実は私も買つてみ
たりしておりますけれども、一時に比べれば、ど
この八百屋さんかなり値段が下がつておるとい
うふうに見えております。
○鈴木強君 だから、皆さんは、卸売り価格がだ
いぶ下がつたと、だから三月から見ると四月はだ
いぶよくなりました、こうおっしゃるんだが、実

際には卸売り価格は下がっても、小売り価格は下がっておられないですか。一体これはどういうわけですか。農林省は五千何百億かの物価安定費を予算の中に組んでおられる。とにかく九千億ですか、全部で九千億の物価安定費があるそうですが、そのうち一番大きいのは農林省。額はちよつと、メモを置いてきたんですが、相当な額が組んである。したがって、そういうものを使って物価を安定するためにどういうことをやっているのか。いまこそ、こういうような問題を解決するために予算を使ってもらいたいですよ。

それから、さっき私が指摘したように、大消費地と生産地を直結する、これは国鉄も協力してくれるそうなんだが、そういうものを考えながら野菜をどうしたら安くできるかというのを考えてほしいんですよ。そこまできよう発展すると問題です。それから、とりあえず小売り値と卸売り値の問題を聞いています。たまたま上野のアメヤ横丁、台東のあそこで売っているのを見たら、これは新聞で私も見たんで、行って見たこととはないんですが、一般の八百屋さんから比べたら半値ぐらいで安く売っている。どういう大根か知らぬが、十本一束で二百円、キュウリが一箱三百円、レタスが六玉三個で百円、カブが三束百円、こういうふうには、とにかく安いじゃないですか。しかも、八百屋さん聞いてみると、ちゃんと市場を通ってきた野菜だよ、だからそんなにべらぼうに高く売らなくてもいいんですよ。どうしてこんなで売っているわけですか。これは政府の野菜政策は、どこで一体不当なものをしているんだ、こういう疑問がわくんです。そういうのにこたえてやるのが、あなたの仕事でしょう。これは卸売りだけ言ってもだめで、私が言ったように実際高くなっているんです。あなたが言うようなものじゃないんです。どうしてこういう食い違いが出てくるんですか。

○説明員(小原聰君) アメヤ横丁で売られておる野菜の件ですけれども、私どもの調査ですと、かなり規格外のものが非常に安く売られておるといふことがあるようです。たとえばキュウリなんかにつきました。最近ですと、まっすぐ伸びたキュウリしか一般の小売り屋さんが扱わないのが、そういう残品——と申しますと、おぼろげにみえますけれども、少し曲がったキュウリでも安く売ります。そういう小売り屋さんの売り方にも私問題があるかと思ひますし、先生がおっしゃるような小売りの指導につきました。農林省といたしましては今後もっと指導をするというたてまえでおります。まあなかなか、いつも、こういう値段が下るときに、卸売り価格が下がったほどにはすぐに小売り価格が下がってまいらないということがございまして、野菜は、いままでの例としまして、多少のズレはございまして、卸売り価格につれてだんだんと下がっていくというふうには私も確信をしております。

○鈴木強君 もう、雨が降らなかったとか寒かったというふうなことがあるけれども、そんなことは、ハウスを活用していけば、どんなに雨が降ろうと、かんがいがあるとしていけば、心配ないのです。寒ければあつたかすればいいんですよ。ビニールハウスをやればいい。そういうところに金を使つたらどうですか。そういうところにとんとんやってくださいよ。それはひとつお願いしておきます。

それじゃ一つ聞きますけれども、キュウリも実際このごろビニールの袋に入っています。必ずしもあなたの言うようにちゃんとしていない。グニャグニャしている三本くらいのも、それが高いのだよ。もう少し実情を見たらわかるのです。必ずしも私はアメヤ横丁のやつが全部規格外だとは思ひません。だからして、そういうものが売られていけば、おかしいじゃないかという疑問を持つんです。国民は、そういう指導というものはどういふふうになるのか。たとえば、キュウリが四月の二十日から二十二日の平均が百十五円です。私がきのう行つてみたら、一キログラム二百

円しているわけです。八十五円高いわけです。そうすると、神田からかりに百十五円で買つてくれれば八十五円マージンをとっているわけです。八百屋さんが、そんなことはないと思ひんだ。いま一体キュウリは生産地で百姓は幾らで売っているんですか。荷受けの集荷仲間いかに、仲買人が東京の市場に持つてきて、東京の市場からまた消費者に渡るわけです。そういう経路の中で、流通機構は複雑なんですから、キュウリは幾らで生産地でやっているか、それをひとつ教えてくれませんか。

○説明員(小原聰君) いまお話がございました。キュウリですが、現在のキュウリは冬キュウリでございまして、先生がおっしゃるようにビニールハウスの中で栽培されたキュウリでございまして、こういうキュウリのようなものは、ことしの冬野菜の値上がりの中でも価格が安定しております。昨年よりも値下がりしたり、上がった時期も——上がったと申しますか、高くても前年度並みというところでございまして、私どもの調査で四月上旬の数字をここに持っておりますが、卸売り価格はキログラム当たり九十八円でございます。したが、これに對しまして小売り価格、これは統計調査部のほうで店舗十店くらいきめてやつておるものでございまして、その平均の価格は百五十八円というところでございまして、したが、いまして、グロスのマージン率で申しますと三八%という荒利益率になりましたけれども、これを小売り価格を——〇〇にいたしました。これを小売りというふうになつておるかということにつきました。産地のほうにも問ひ合はしまして、運賃なり包装資材費、それから卸売市場での荷受けに對する手数料、現在八・五%というふうになつております。キュウリにつきました。高知の團芸連というところが共販で出しておるもの割合が非常に大きいわけですが、その農協の手数料が、卸売価格に對しまして一・七五%ということでございますが、そういうものを差し引きますと、農家の手取り額は六十四円二十二銭という

ことで、小売り価格に對しますと四〇・六%というふうな数字の結果が出ました。以上、これは事例でございまして、これを一般化する際には多少問題があるかと思ひますが、私も、私も調査をした結果はそういうこととでございます。

○鈴木強君 その点は非常に勉強していただいて感謝しますが、やっぱり追跡をして、どこにどういふレートのマージンが出ておるか、それが不当であるかどうか、そういうものをどうしたら下げたいか、そういうことを研究してもらいたいと思ひます。

今度あなたのところで、標準小売り値というのをきめたですね。たとえばキャベツが六十円。二十一日の都内の店頭値段というのが九十円から百円。農林省できめた小売り値に合っているのは何にもない、一つ。ニンジンだけかね。タマネギもジャガイモもキュウリもトマトも大根も、みな、あなたのところできめた標準小売り値というのを無視して、どんどん高い値段で売られていく。これは、どういふ効果があると思つてこれをつくつたんですか。

○説明員(小原聰君) 一部の新聞で誤報されましたけれども、私も記者に御説明したときには、東京都の標準小売り値はこういうことになつております。これを御説明をしたわけですが、農林省が標準小売り値をきめて、それで小売り店を指導するということは、現在そこまではやつておりません。

○鈴木強君 これは野菜の問題だけでなく、生鮮食料品、お魚のこともありますが、きょうは後半に伺いたつたんですが、時間がないようです。で、終わりたいと思ひますが、ただ一つ、食糧庁長官においでをいただいておりますので何つておきたいんですが、最近、どうも米はほとんど余るし、御苦労をいただいております。米、米の食糧行政の、片や、そういう食糧、米穀、米の食糧行政の中でそういう問題があるにかかわらず、行政監視委員会からは、食糧事務所を廃止しろとか、統計

事務所はなくしたほうがいいのか、そういうふうな勧告もあるようですし、それから、われわれ弱ったことには、どうもそういう米が余っているものにまつて、食糧庁に汚職が出てきている。そして、係長までが逮捕された。しかも、これは上にもつと広がっていく。加工業者は良質米を安く払い下げたというふうな、こういう残念な事件が出てきている。一体、この汚職事件というのは、どういふ行政のひずみから出てきたのか。それに対して、あなた方はどういふ対策を持っているのか。事件は、いませつかく警察が調べているようですが、内容に私はあまり立ち入ってはやりたくないんですが、毒ジャガイモが、野菜のほりだけども、出てきたり、農林行政、このところマイナスだらけだな。

○政府委員(森本修君) 御指摘のような事件が発生をいたしました、私もたいへん残念に思っております。また、皆さまに対しまして、まことに申しわけないというふうに思っております。

事件の内容は、現在、関係の職員も逮捕勾留をされておる。また、多数の書類も警察のほうに押収をされておるという状況でございます。私どものほうでも、内部で調べようと思ひまして、鋭意手を尽くしておりますけれども、さような関係で、まだ十分詳細は判明をいたしておりません。何ぶんにも、御指摘のような国民食糧を扱っておるという役所におきましてそのようなことが発生いたしましたことは、私も非常に残念でありますので、できるだけ今後は本件の実体を究明いたしますとともに、今後再びかようなことのないように、できるだけ業務運営のあり方、あるいは事務所における内部牽制組織、その他綱紀の肅正、各般の面でひとつ引き締めまして、再び発生のないようにしてまいりたいと思ひます。

○鈴木強君 事故米というものが良質米に化けて、そうして消費者に渡るといふようなことは、これはとんでもないことだと思ひます。おっしゃる通りに、ここには内部牽制組織の不備もあつ

たでしよう。問題は、職員の心がまえもあつたでしよう。上司の指導もあつたでしよう。いろいろ原因はあつたと思ひますが、少なくとも、こういう時期にこういう問題が出るということはまことに残念しくござります。ですから、要は、再びこういうことのないように、ひとつ姿勢を正して、問題点の追及と今後の対策を立ててほしい。いずれまた、事件が進んでまいらると思ひますから、またの機会に私はお尋ねしたいと思ひます。

最後に、私、ちょっとしろろとなんですけれども、古米とか、古々米というものが現在どの程度あるか。そのうちに、モチ米がだいたい重宝がられていくようですが、モチ米というのはないのか。それから、そういう古米、古々米がカビをばやしてきたというのです。その保管のしかたについて、ちょっと伺いたいですね。全国にたくさん倉庫があつて、その中に古米、古々米が入っていると思うのですが、その保管のしかたについて、私は、米を玄米にしないで、もみのまま保管するようなことを考えておいたら、カビなんかはええないのじゃないかと思ひます。そのために倉庫が倍になるのかわかりませんけれども、しかし、少なくとも、いままだ米に米を処理しようというのに、五百万トンとか、六百万トンとかいうものがあるといつたわけですから、それを考えていけば、そういう倉庫を建てても、私はそりやむだにならぬと思ひます。将来のために、そういうふうなことを具体的に考えておられるかどうかですね。これは、私は、しろろとのかえり方ですから、わかりませんけれども、そんな気がするわけなんです。

そうして、米を入れるのも、昔は俵というものををつくりまして、それに入れておつた。俵に入れて保存したほうが長持ちするの、あるいは紙のほうがいいのか、あるいは、何と云ひましたか、麻袋がいいのか悪いのか。これも当然研究されているのだらうと思ひますけれども、何とか保管の方法を、少しでも貯蔵の方法を要することによつて長持ちができないものかどうか。まあ、カ

ビがはえるのは、当然、六百万トンですか、加工用のやつは放出しないということをしめられたようですからいいようなものだけれども、そのカビがはえたということになると、これはまた、やはり全体に影響があると思ひます。それから、そういうことについてひとつ教えてもらつて、きょうは時間がありませんから、終わります。

○政府委員(森本修君) 在庫の数量でございますが、四十四年度年度へ持ち越されました古米、古々米の数量、これは約五百五十万トンというところでござります。そのうちのモチ米は千八百八十トンというところで、不足をしておりますので、在庫数量も非常に少ないという状況であります。

それから保管のやり方でございますが、カビ等の発生がないようにというお話で、私もそのほうも毎月倉庫を見回ります。カビの発生のおそれというところになりますと、薬品による燻蒸というところで燃焼をしております。したが、いま持っております米の在庫量の中には、カビの発生というところはほとんど私どもは懸念が少くないというふうに思っております。ただ、先般来、あつた学者から御指摘がござりましたので、いま厚生当局と、どういふふうな処置をしていけばいいか、慎重に打ち合わせをしております。なお、私どものほうで、すでにあつた有毒物質がないかどうかというところは、四十三、四十四年、二回にわたつて調査をいたしまして、発見はされております。しかし、念を入れるために、いま申し上げましたところで打ち合わせをしておりますということでありまして。

それから保管の方法であります。御指摘のように、もみ貯蔵といふのは、昔は非常に虫の発生とか、あるいはカビの発生の防止のために一つ有力な方法であつたわけなんです。また、現に若干の地帯ではなおやられておるといふ例がござります。しかし、最近のように科学が発達してきますと、いわゆる低温倉庫、こういうもののほうが、さういった貯蔵に対して有効であるということになつておりますので、私どもとしては低温倉庫の

普及にいま尽力しておるという状況であります。

○鈴木強君 入れものは……

○政府委員(森本修君) 入れものは、最近御承知のように俵が非常に少なく、麻袋ないしは紙の袋というのが多いのですが、貯蔵性の点では麻袋のほうが多少長持ちをするというところでありますけれども、三年ないしは四年の貯蔵ということになりますれば、両者それほど差異はないということでございます。

○委員長(横山フク君) 阿部君。

○阿部憲一君 時間もありませんので、それから、長官に二、三御質問いたしたいと思ひます。

「委員長退席、理事林田修二君着席」

いま手元に配付されました、四月二十二日の物価対策閣僚協議会において、しんじかのかのこの検討が行なわれたと書いてありますが、この中に一、二、三とありますが、これは、新聞面から拝見しますと、それぞれ長官が非常にこの点を強調され、主張されたように承っておりますが、そのとおりでありますか。

○国務大臣(佐藤一郎君) 申しわけないのですが、御趣旨がちょっとよくわからなかつたのですが、私が強調したといひますのは、新聞の発表についてです。

○阿部憲一君 内容についてですね。たとえば、輸入制限物資の輸入拡大とか、あるいはケネディラウンド云々というふうなことが、あなたの主張のように承りましたので……

○国務大臣(佐藤一郎君) 失礼しました。これは私ももちろん主張しておりますが、特に通産省は、輸入関係についてかねがねこうした主張を持っております。また、経済企画庁、通産省、あるいは外務省も、やはり当然そういう主張を持っております。それから農林省自身も、もちろん、ものによつていろいろと事情がありますから、一がいには言えませんが、しかし、できるだけこういふ体制に将来は持つていく、ただ、それにはいろいろの事情があるということ、で、多少ニュアンスはちろん違ひますけれども、

ものによつてはやむを得ないものもある、こういう感じでありませう。

○阿部憲一君 まあ、物価問題については、私から申し上げるまでもなく、一番緊急な問題だと思つて、先づ国の方針を、いまわが国の最高頭脳、協賛会が、まあ目先のことはほとんど触れないで、将来のことばかりといひましようか、そんなような対策だけしか講じられないのは、ちよつと残念に思つておられますが、それはそれといたしまして、いまの、一番、二番、三番とあります。一番の「輸入制限物資について国内消費の二割まで輸入拡大を行なうこと」とありますが、これはたゞしどの程度物価の抑制に効果があるといふふうにお考えですか。

○国務大臣(佐藤一郎君) これは、もちろん、ものによりましては、すでに二割をこえておるものもあります。しかし、たとえばソーセージなんか例にとつてみますと、いままで五十トン以下しか入つていなかった。五十トン前後ですか。それが、これによると二千トンになる。やっぱり相当大きな輸入ワクの拡大になります。ベーコンなんかもそうありますが、そういうことで、ものによつては、もし輸入を実行すれば、やはり相当国内のものについても大きな刺激を与える、こういうふうにお考えしております。

○阿部憲一君 何ですか、ベーコン、ソーセージのことを伺いましたけれども、現実、例のノリです。朝鮮からだいたひ輸入されましたけれども、結局、ノリの値段を引き下げる効果がないといふようなことから考えますと、やはり方によつては、案外、輸入物資はふやしたけれどもそれほど物価を押さえることにならなかったといふようなことになるような感じがいたします。それだけに、その輸入をする場合に、輸入機構といひますか、販売機構、国内のですね。それに対して、もう少し整備というものが要しないかと思ひます。現実、たとえばくだものの輸入問題なんかもそうですけれども、輸入をするときには安くな

るだらうといふことになつても、結局、ある時期が参りますと、それほど効果がなくなつてしまつて、結局、ただ国内の生産者が苦しむといふような事例もございします。その辺のことについて、単に輸入ワクをふやしたから物価の引き下げ、安定に効果があつたといふふうには受け取れないでございしますが、この辺、いかがでございませうか。

○国務大臣(佐藤一郎君) ちよつとこの印刷、不完全であつたと思ひますが、実は、その点の議論も、当然のことながら出たわけでございします。せつかく輸入しても、その次にあるところの機構がそれを一手に独占したり、流通機構が不完全だつたり、そういうようなことでもつてそれが安くなつて、いまだ御指摘のノリなんかの例につきまして、これはやはり流通機構に相当問題がある。そういうことで、倉石農林大臣も、特にこれについては研究会まで設けてやつておるんですが、まだ結論が出ないであります。できるだけこの結論を急いでいただくといふことになつておりました。ただ、その中間的な感じとして、たいへん複雑であるといふ報告だけありましたが、まあ、これらもこういう際にやはりあわせて結論を出したい。そういう点は、ただ一回の協議会ではなかなか無理なので、いまこれを詰めて、来月の閣僚協議会にもし間に合えば、できるだけそれを出してもらつて、そしてそこでもつてあらためて結論を出す、こういうことになつております。

○阿部憲一君 この一番につきましては、ぜひそれだけの、輸入を拡大しようといふような英断をもつておやりになるからには、必ずメリットがあるようにしていただきたい、こう思ひます。それからケネディラウンドのことでございますけれども、これもたしか一昨年、昭和四十三年七月一日に一次、二次を実行しておりますけれども、これについても、当時やはり物価に影響があるといふふうにお考えられたようですけれども、現実にはあまり物価に關係しなかつた。要するに効

果がなかつたように思われますけれども、その点、当時長官でおられなかつたんですけれども、どういふふうにお考えでございませうか。

○国務大臣(佐藤一郎君) 事実、御指摘になつたような關係があつたと思ひます。それで、今度も特にこれを繰り上げるというからには、やはり、いま御指摘になつたような面を配慮しなければいけません。かぬといふことで、通産省關係の物資なんか多いんですが、これをトレースしていく、こういうことを通産省としても考える、こういうことをやつております。

○阿部憲一君 せつかく閣僚協議会でもつて取り上げて、そしてこれを実施に移し、少なくとも物価騰貴を抑えようといふような姿勢でおられるからには、ぜひこれが効果のあるように、そして少なくとも、いま物価が苦しんでおる国民の生活を安定させるということをお願いしたいと思ひます。

なお、この法案について一、二お尋ねしたいと思ひますけれども、この国民生活研究所を、言うならば昇格といひましようか、組織がえをして、国民生活センターを設立されるということでございますけれども、どうも私、先ほどまで何つた範囲におきましては、なぜ一体国民生活研究所をわざわざ改組して生活センターにするのかといふことに對して、あまりその必要性といふものを強く感じないんですけれども、長官、もう一度ひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) これは実は、前長官のときにこの構想が生まれたんです。まあ、いろいろと今日まで御質疑を受けておりました、いろいろと御意見、見方があるといふことを私も感じました。そこでまた国民生活センターといふ、いわゆる国民との對話の場を持つ必要が一方にあるといふことで、御存じのように、近ごろなかなか新しい機關はつくるのがむずかしいんですが、これも行政管理局が相当なかなか決つてたのを、やつと認め

てもらった経緯があるんです。御存じのように、政府機關、なかなか新設といふことがむずかしいんです。そういうことで、やはり消費行政の推進という意味からいって、こういうセンターの設立をぜひ希望しておると、こういうこともありまして、一方に研究も継続する、こういうことでこれを吸収するといふ形になつたのが経緯だと思ひます。

まあ、このセンターの存立意義といふことになりまして、実は、これからの運用によつて実績を示して納得していただく以外にはないんでありますけれども、率直に言ひまして、先ほどからしばしば御指摘がありましたように、各省のそういう方面の施策も必ずしも十分でございせん。あることはありますけれども、何といつても各省単位のものではあります。そして、私のほうの所管ではないといつて断わる、それだけで涼しい顔をしておる、といふのではわれわれとしてはいけないんじゃないかと。そこで、あるAの省の所管がBの省の所管がわからない国民の皆さんが窓口に来ましたときには、これは的確に、Aの省のものであるといふことで、こちらからも連絡して、もしその主張が正当なものであれば、これは何としてでもあつせんして実現して差し上げる。あるいはまた情報を提供する。どうも實際問題として、国民の皆さまの中には、役所の複雑さといふこともあり、中から見るときわめて簡単なことがおわかりにならぬこともあるわけでありまして、そういうふうなことで、消費者行政の一環としてこれを推進していくことは私はいへん意味があるかと、こう考えています。

○阿部憲一君 これ、先ほどちよつとその疑問が投げられましたけれども、国民生活の安定及び向上に寄与するための、要するに「総合的見地から」といふ文句ですけれども、これ、やはり非常に、何か、範圍が広過ぎるような印象を受けます。ですから、重点的に、もつとはつきり――まあ、もちろんたい文句は別として――現実、かりに生活センターを設立する場合にも、もう少しこの目的をはつきりさせて、あま

○国務大臣(佐藤一郎君) 総合的見地ということばが非常に問題になっておりますが、まあこれは各省のとは多少違ひ、各省のわりあいに局限された立場での消費者行政というものよりも、もっと広い見地からわれわれ扱うという気持ちで、ここに入れてございます。しかし、先ほどの御指摘もございまして、現任のスタッフの関係もあり、そう大ぶろしきをわれわれが広げてみても、実効があがらないと思ひますから、そこにはおのずからある程度のルールというものが実際の運営にあたつて出てくるというふうに私は期待をしております。

○阿部憲一君　いまの商品テストと、もう一つ特に私が強調したかったのは、消費者の苦情ということでございます。この受け入れであります、これは、昨年でしたか、おたくのほうでアンケート調査をおやりになった。そうすると、この苦情の経験があると回答した者が九三%、非常に多かったということが言われております。ほとんどの人が何らかの苦情の経験があるということを示しておるわけでございますが、ところが、そういった苦情を各人が持ちながら、結局苦情を持ち込む場所がない、あるいは持ち込んでもしようがないと思つてか、現実には苦情を持ち込んだのは

三%しかないというふうになっております。この辺、われわれ、消費者がいかにたくさんクレームをつけたいと思っているけれども、現実には、適当な場所、取り上げてくれる場所がないというよりな一種の欲求不満の状態に置かれていていると思います。ですから、これをぜひこの機関で救うべきだと思ふわけですが、さらに、おたくの調査によりますと、三%しか苦情の処理の窓口へ持っていかなかった者がないというのに、じゃどうかという、大部分六四%の人たちが苦情窓口は知っているということは、結局、いま申し上げましたように、せっかく持っていってもしようがないといひましようか、実効がないというふうなことがいひましようかと思ひます。ですから、ぜひこのような有効な窓口、単に窓口をふやすということではなくて、実際に苦情が持ち込まれるような、また苦情が処理されるような窓口にしていただきたいと思ひます。そんな意味で、積極的な情報の収集とか、あるいは商品の監視体制というようなことに特に重点を置いていただきたい、こう思ふのでございませうけれども、長官の御意見はいかがでございませうか。

○国務大臣(佐藤一郎君) 苦情の処理ということも非常に大事でございします。が、情報の収集と、その提供ということとは、特にこういう機関として力を入れなければならない点であろうというふうに感じております。比較的広範囲に消費者行政

としては効果を生むやり方ではなからうかというふうにご考えておきます。まあ何か、敷居が高いとか、そういふような感じ、あるいは所管について、はわかつておるといふものの、具体的にぶつかってみると、やはり御相談にあずかることに意味がある、こういうことはたくさんあらうと私は思っております。まあそういうことで、これの運用についてはひとつでできるだけ実際的に効果が出ますように、われわれもせいぜいひとつめなければならぬ、こう思っております。

○阿部憲一君　ぜひ気やすく行つて苦情を述べ、また、苦情が処理されるような施設にしたい。できたかと思ひますが、先ほども、竹田議員からでしたか、牛乳の問題が取り上げられました。それからバターに發展して、バターの産地が、同じ雪印でも産地の名前が書いてないということ、それからまた、何か重量が表示されていないというようになことに對して、なぜだというようなことがございしましたけれども、あのようなことは、單にわれわれだけでなくて、一般の人たちも相當考へている。要するに、ミルク問題が出てきてから相當真剣な問題だと思ひますので、こんなようなことも、やはり一般の國民の消費者の人たちが、すぐその苦情を、あるいは自分らの希望を申し述べるような機關、これが私はぜひ必要だと思つておりますし、また、それだけに、そういつた、たよれる、國民が信頼を置けるような窓口にしていただきたいと思ひます。

なお、消費者から直接意見を聞くモニター制度というのがありますが、これはいま、おたくのほう、企画庁をはじめ、通産、厚生、農林というふうに、各省、それからまた公正取引委員会にも、ばらばらに行なわれておりますが、これなども統一して強力に進めていくべきじゃないかと思えます。本来、消費者保護のための一つの省といえましょうか、庁といえましょうか、それが必要だと思えますけれども、その段階において、このようなセンターができて、それが推進していく、消費者の声も反映できるというようなセンターになる

ことを希望しているわけですが、ぜひ私も、このような機構が、単に窓口が大きくなったとか、いままでの研究所が広がって、それで業務に従事する人の数がふえたというようなことでなくて、ぜひ実効のあるセンターをつくっていただきたい。これを強く希望しておきます。もう一回長官から御決意を承りまして、私質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(佐藤一郎君) 先ほどからもそういうお話がございますし、これの運営を、できるだけいわゆる国民一般の希望が反映するように弾力的に機動的に運営されるように、そういう機構のあり方でなければいかぬと、こういうふうに考えておりますから、いま御指摘の点等も十分われわれ考えなければいかぬ、こう思っております。

○委員長(横山フク君) 本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時三十三分散会

第四号中正誤

全段行

七
一
から
一九

一三四六

正

昭和四十五年五月十四日印刷

昭和四十五年五月十五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局